

# 民間イニシアティブを重視した地域振興方策に関する調査検討委員会

## 第1回委員会 議事次第

日時：平成18年9月19日(火)

14:00～16:30

場所：夕景湖畔すいてんかく 出雲・八重垣の間

### 1. 開会

### 2. 委員紹介・委員長あいさつ

### 3. 議題

#### (1) 本調査の趣旨について

- ・国土形成計画の検討状況
- ・中間支援組織
- ・中海・宍道湖・大山圏域における各種活動団体について
- ・調査の目的と手法

#### (2) 本調査の方法と検証事項について

- ・仮想中間支援組織の枠組みの仮定と組織運営に係る検証事項
- ・仮想中間支援組織が実施するパイロット事業の設定と担うべき機能・求められる活動に係る検証事項

#### (3) その他

### 4. 閉会

#### (資料)

資料1 民間イニシアティブを重視した地方振興方策に関する検討委員会委員名簿

資料2 国土形成計画の検討状況について

資料3 中間支援組織について

資料4 中海・宍道湖・大山圏域における各種活動団体について

資料5 本調査の目的と手法について

資料6 本調査で検証すべき論点について

資料7 本調査の方法と検証事項について

資料8 調査・委員会スケジュール(案)

参考資料1 国土審議会計画部会検討状況報告

参考資料2 NPO等、行政、企業を支援する組織の全国事例

参考資料3 中海・宍道湖・大山圏域における各種活動団体

民間イニシアティブを重視した地方振興方策に関する検討委員会  
委員名簿

: 委員長

委員

(有識者) 50音順

石村隆男	NPO 法人大山中海観光推進機構理事長
岡崎昌之	法政大学現代福祉学部学部長
鈴木真人	日本政策投資銀行松江事務所所長
田口潔	松江市町内会・自治会連合会副会長
平田明子	木綿街道の会事務局長
毎熊浩一	島根大学法文学部助教授
村木美貴	千葉大学工学部助教授
柳沢順子	(株) 中海テレビ放送株式会社報道・制作課課長補佐
渡部斗支子	さかいみなと女性農業者人財バンク会長

(行政関係機関)

佐藤紀明	総務省自治行政局地域振興課課長補佐
細羽正	鳥取県西部総合事務所県民局振興課大山中海観光室室長
松村憲樹	島根県地域振興部地域政策課地域振興室室長
矢倉敏久	米子市企画部部長
友森勉	松江市市長室室長

オブザーバー

田中義則	経済産業省中国経済産業局産業部参事官
軽部努	国土交通省中国運輸局企画観光部交通企画課課長
澤田憲史	国土交通省中国地方整備局企画部事業調整官
荒井祐二	境港市総務部地域振興課課長
井上明夫	出雲市政策企画部次長
細田勤	安来市総務企画部政策・産業戦略課課長
但馬清美	米子商工会議所総務企画部総務企画課課長補佐
成相和宏	境港商工会議所総務課課長補佐
渡利隆司	松江商工会議所業務部業務課課長
松田順	出雲商工会議所商工振興課課長補佐
山本朝来	安来商工会議所総務部総務広報課課長
坂本倫光	平田商工会議所指導課課長

事務局

佐藤弘之	国土交通省国土計画局総合計画課
高田俊哉	同
吉武祐一	ランドブレイン株式会社
吉戸勝	同
青木俊文	同

# 国土形成計画の検討状況について

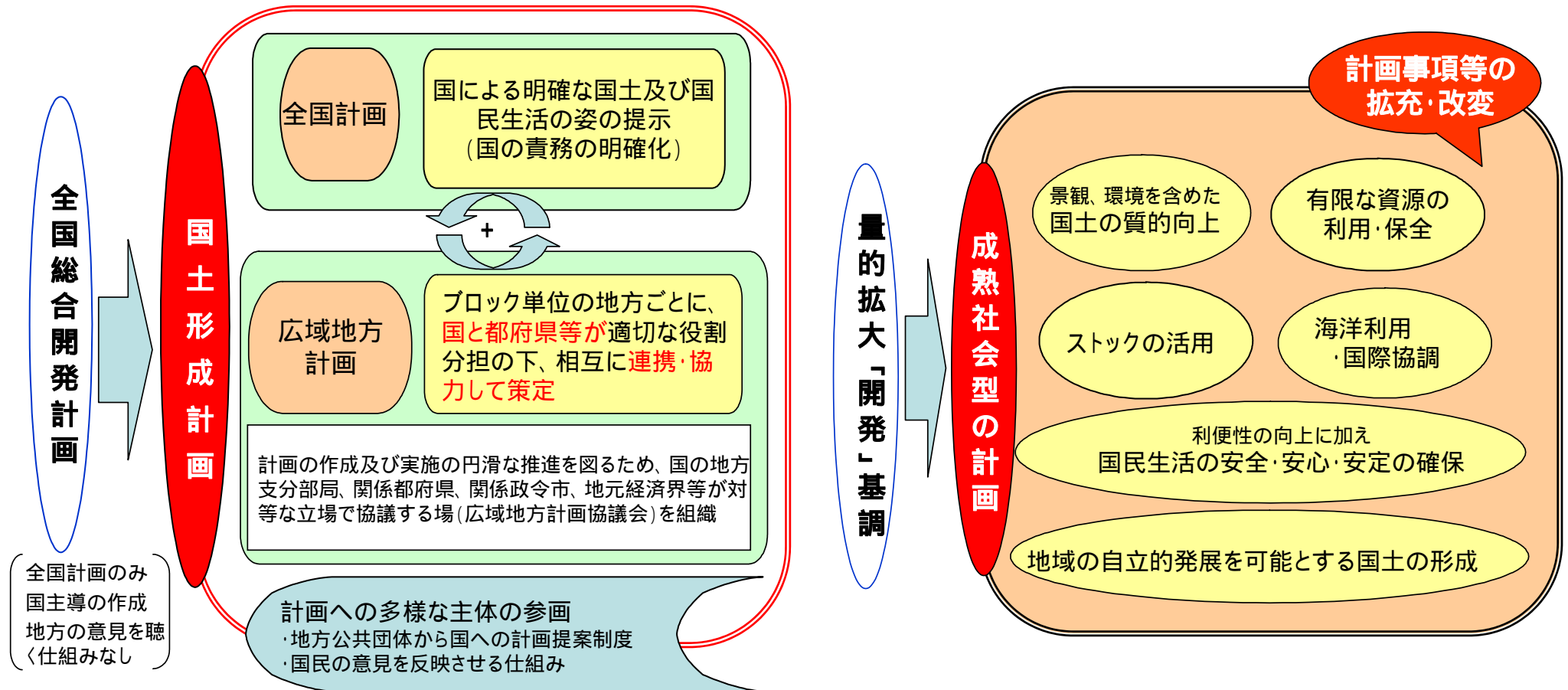
「国土計画制度の改革」のポイント	…… 1
国土形成計画の策定スケジュール(予定)	…… 2
国土形成計画(全国計画)の審議体制	…… 3
「新たな公」について	…… 4
・「新たな公」の考え方	
・「新たな公」の考え方を基軸とする地域経営システム	
・多様な住民コミュニティ	
・地域経営システムの基盤形成とICT利用環境の整備	
・中間的な支援組織	

# 「国土計画制度の改革」のポイント

総合的な国土の形成を図るための国土総合開発法等の一部を改正する等の法律(国土形成計画法)  
平成17年7月29日公布、12月22日施行

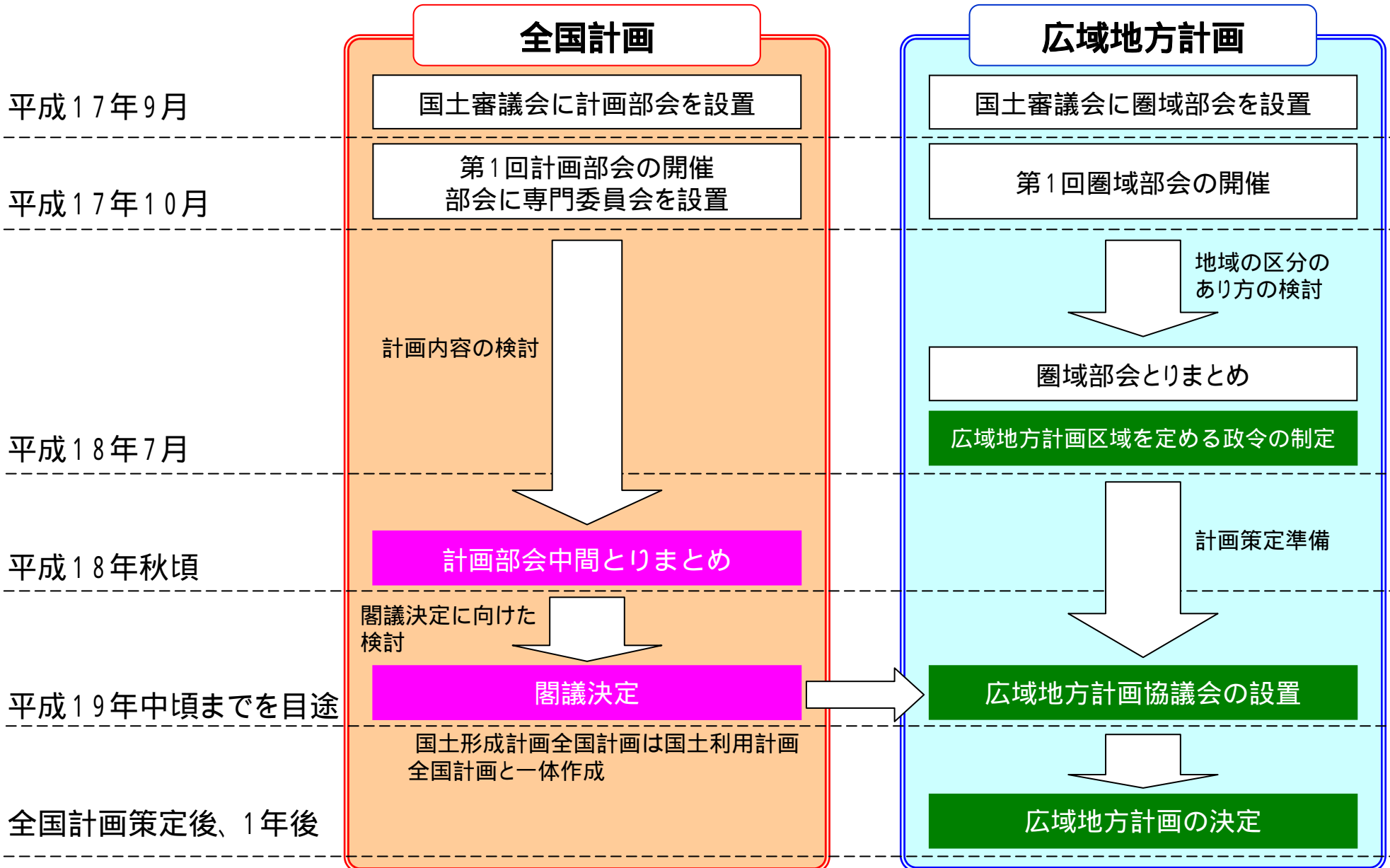
## 国と地方の協働によるビジョンづくり

## 開発中心からの転換

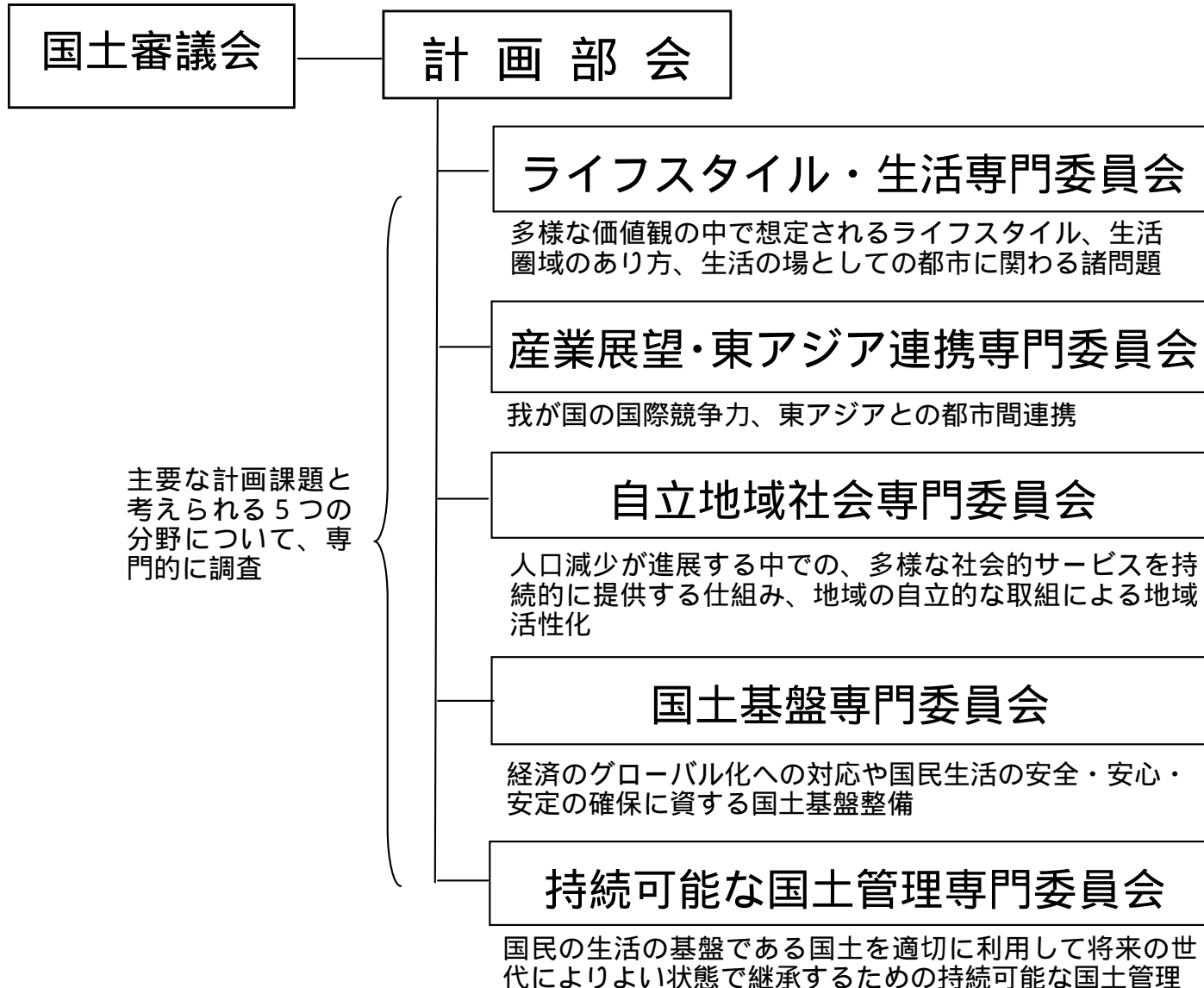


この他、国土利用計画との一体作成、大都市圏整備に関する計画の合理化、地方開発促進計画の廃止など、国土計画体系の簡素化・一体化を図り、国民に分かりやすい国土計画に再構築する。

# 国土形成計画の策定スケジュール(予定)



# 国土形成計画(全国計画)の審議体制



# 「新たな公」の考え方

「日本21世紀ビジョン」(平成17年4月)

第2部 2030年の目指すべき将来像と経済の姿(1. 目指すべき将来像(3) 豊かな公・小さな官)

国民が必要とする公共サービスが、多様な主体と手法により豊かに提供されるとともに、官による提供は縮小して。自分たちのことは官に頼らず自分たちが行うという意識が定着する。個人が自発的に、自分の可能性を高めながら「公」の活動を担う「奉私奉公」が広がる。

企業、NPO、社会的起業家など幅広い非政府主体が、「公」を担い社会のニーズに対応する。

地域住民が自らできないことを基礎自治体が引き受け、基礎自治体ができないことを広域自治体が担い、広域自治体ができないことを国が行う。

住民が地域のあり方を決め、地域の主体性により生活水準の向上を目指す地域間競争が繰り広げられる。

出典:「日本21世紀ビジョン」専門調査会報告書(経済財政諮問会議「日本21世紀ビジョン」に関する専門調査会)より抜粋

「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」

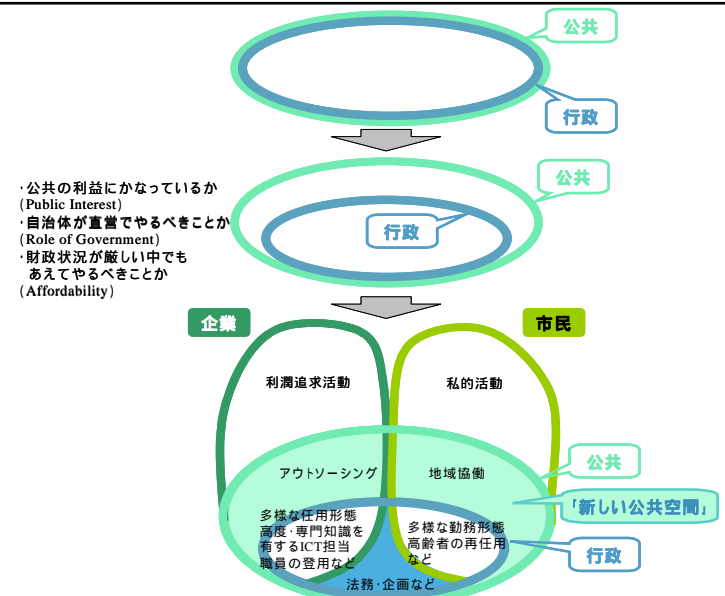
(平成17年3月29日)

これまで行政が主として提供してきた公共サービスについても、今後は、地域において住民団体をはじめNPOや企業等の多様な主体が提供する多角的な仕組みを整えていく必要がある。これからの地方公共団体は、地域のさまざまな力を結集し、「新しい公共空間」を形成するための戦略本部となり、行政自らが担う役割を重点化していくことが求められている。

「公共空間」= 住民団体、NPO、企業等の多角的な主体により担われる「公共」

(= 生活する上で必ず必要であるが、個人では解決・調達できないか、或いは困難であるサービス)

出典:「地方公共団体における行政改革の推進のための新たな指針」(総務省) 及び「分権型社会における自治体経営の刷新戦略」(分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会(総務省))

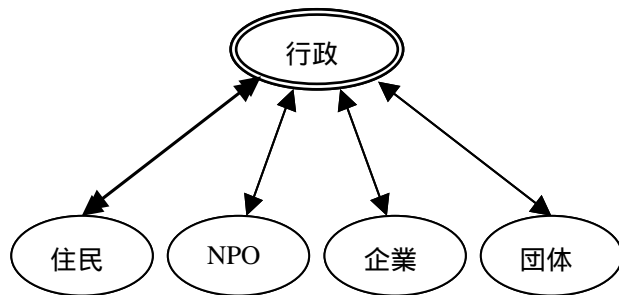


## 「新たな公」の考え方を基軸とする地域経営システム

従来は行政や一部の民間企業だけが対応してきた地域社会における様々の問題の改善に、住民やサービスの受益者側の民間企業等が自らの手で取り組み、生活の質(QOL)の向上を目指す動きをより促進し、「新たな公」の考え方を基軸とする地域経営システムへの転換を図る。

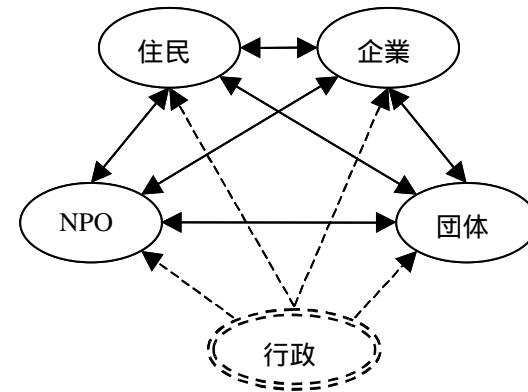
### <これまで>

行政機関が、多様な主体の意見を聞き、各方面の調整を行い、最終的に行政機関が実行する。



### <これから>

多様な主体がそれぞれ意見を出し合い、ダイレクトに相互調整を図り、自ら実行していく、「新たな公」の担い手となる。行政機関は、市民の自由闊達な活動を促し、また、競わせながら、必要に応じて個々の主体を支援する。

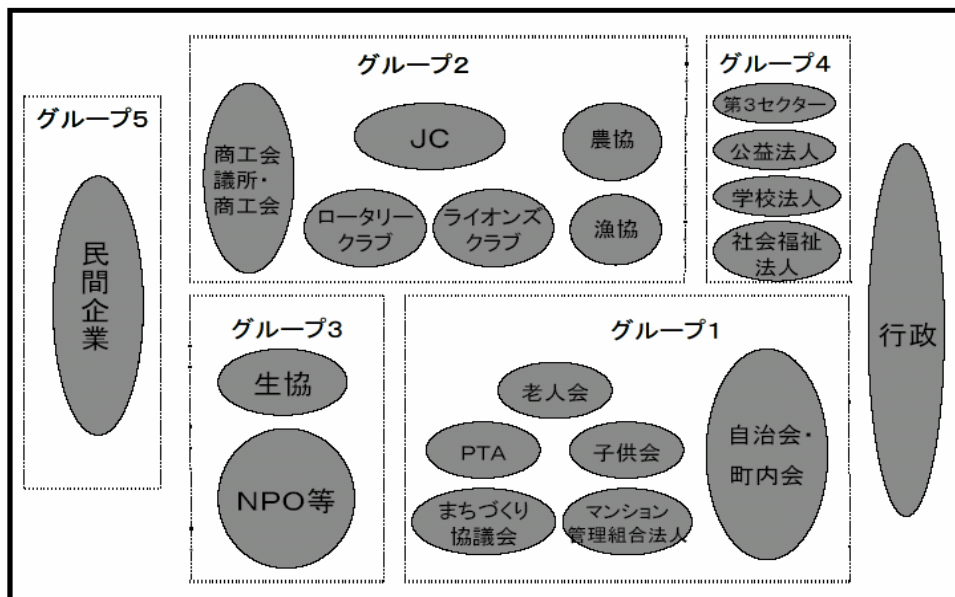




# 多様な住民コミュニティ

従来は行政や一部の民間企業だけが対応してきた地域社会における様々の問題の改善に、住民やサービスの受益者側の民間企業等が自らの手で取り組み、生活の質(QOL)の向上を目指す動きをより促進し、「新たな公」の考え方を基軸とする地域経営システムへの転換を図る。

## 地域協働の主体



- 【グループ1】  
当該地域における住民であれば参加が可能となる団体
- 【グループ2】  
当該地域における住民であることに加え、参加に一定の資格等を必要とする団体
- 【グループ3】  
住民から組織されるその他の団体
- 【グループ4】  
住民とは直接の関係はないが、法律や出資などを通じて公益的活動の枠組み・位置付けが与えられている団体
- 【グループ5】  
(純然たる)民間企業  
但し、企業活動の一部としての地域貢献活動(CSRやメセナ活動等)を行う場合がある。

## 各主体の活動区域(抜粋)

主体の特性	団体の例	活動区域(エリア)
グループ1 当該地域における住民であれば参加が可能となる団体	自治会・町内会	・基礎自治体内の町又は字の区域その他市町村内の一定の区域 (H14.11現在296,770団体)
	老人会	・自治会・町内会と重なる場合が多い(H15.3現在131,384団体)
	PTA	・小学校区・中学校区(約34,000団体) ・高等学校区
グループ2 当該地域における住民であることに加え、参加に一定の資格等を必要とする団体	農協	・市町村の一定の区域、市町村と一致する区域及び市町村を超える区域 (H15.4現在944団体)
	漁協	・市町村の一定の区域、市町村と一致する区域及び市町村を超える区域 (H14.4現在1,669団体)
	商工会議所・商工会	・商工会議所の地区は市の区域(H16.4現在524団体) ・商工会の地区は1つの町村の区域とするのが原則 (H14.7現在2,795団体)
グループ3 その他の団体	NPO等	・不特定
	生協	・都道府県の区域を超えない一定の地域(例外あり) (H14.3現在571団体)
グループ4	社会福祉法人	・不特定(厚労大臣もしくは都道府県知事認可)(18,150法人) ただし、社会福祉協議会は各地方公共団体に1団体存在し、活動している)
	学校法人	・不特定(文科大臣もしくは都道府県知事認可)(648法人)
グループ5	民間企業	・不特定(株式会社1,49千社、有限会社1,423千社)

(出典) 分権型社会に対応した地方行政組織運営の刷新に関する研究会報告

「分権型社会における自治体経営の刷新戦略 - 新しい公共空間の形成を目指して - 」(2005、総務省)

# 地域経営システムの基盤形成とICT利用環境の整備

地域経営システム構築の基盤となる地域における情報公開・共有、担い手間の信頼感や規範の醸成等を推進するために、ICTの様々な活用方法が検討されている。

## 地域ポータルサイトによる情報共有(藤沢市)

### 【目的】

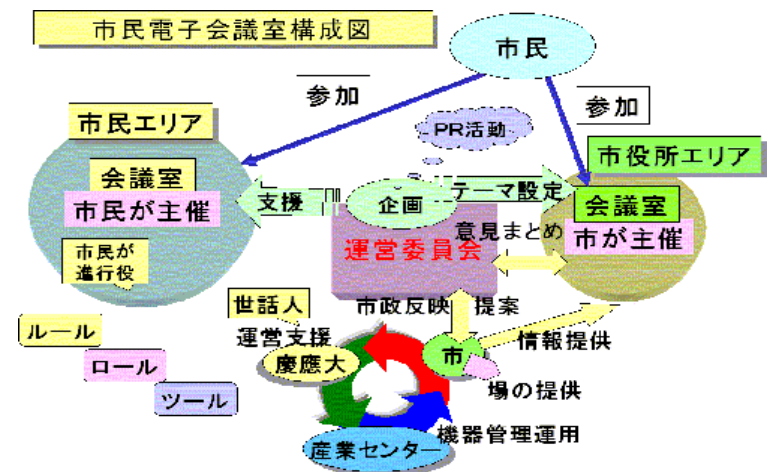
藤沢市では、「市民電子会議室」や「ふじさわ電縁マップ」をメイン・コンテンツとする地域ポータルサイト「えのしま・ふじさわポータルサイト」を設置し、行政への市民参加とネットワーク上のコミュニティ形成を推進することにより、市民と行政の協働による「共生的自治」の実現を目指している。

### 【概要】

「えのしま・ふじさわポータルサイト」は、地域に関するあらゆる情報を集積し、各コンテンツへの参加を誘導する機能を担っている。

「市民電子会議室」は、地域や市政の課題について、市民同士や市民と行政との間での意見・情報交換を通じて解決方法を導き出す場として、市民公募で選出された運営委員会による運営が行われている。

また、「ふじさわ電縁マップ」は、「市民電子会議室」とも連携し、地域に関する情報をGIS(地理情報システム)を用いて地図上に蓄積、表示する機能により、市民相互の意見・情報交換を一層円滑にすることに寄与している。



## 中間的な支援組織

### < 海外における中間的な支援組織の例 - グラウンドワーク・トラスト(英国) >

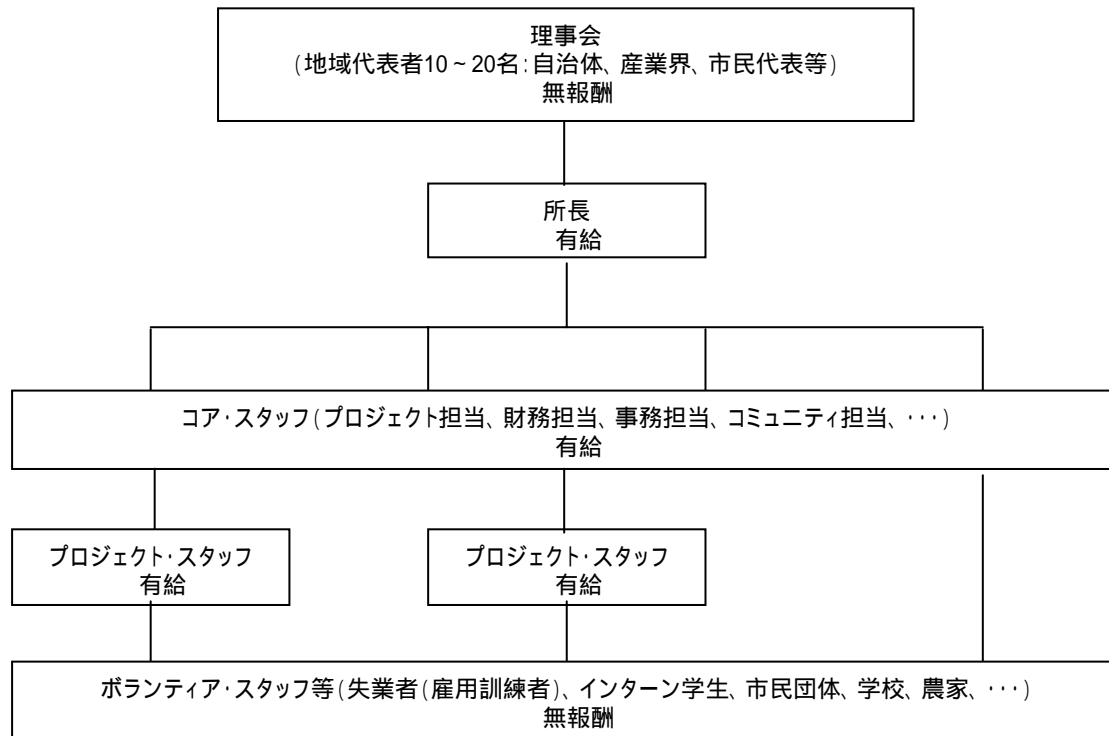
市民、企業、行政の3者が参画して、「協働の環境活動によって、持続可能なコミュニティの構築」に取り組んでいる組織。自治体と地元企業等の出資により設立された有限責任会社で、チャリティ団体として税制上の優遇を受けている。

地元のコミュニティ・NPO、民間企業、行政のそれぞれの代表者で構成される理事会と、多様な分野の専門家で構成された常駐スタッフとで組織される。

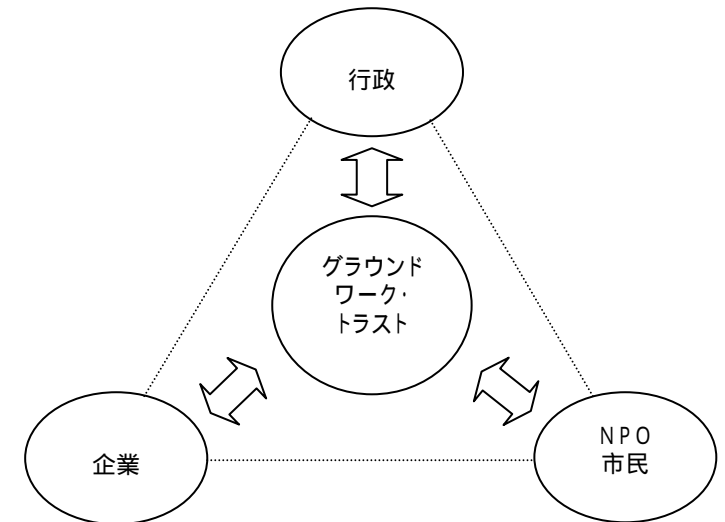
政府による運営費補助、その他政府、自治体、EUからの補助、民間等からの助成が、トラストの主な財源となっている。

グラウンドワーク・トラスト自体は、市民、企業、行政のいずれにも属さない中間的セクターとして、複雑な社会課題を抱えた地域住民の自立や地域社会(コミュニティ)の再生を様々な側面(技術、資金など)で支援し、各主体の協働を促しつつ、地域における多様な事業を推進する。

### グラウンドワーク・トラストの組織



### (中間的な支援組織のイメージ)



## 中間支援組織について

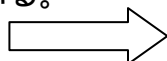
自立した地域社会を実現・維持していくためには、市民・行政・民間企業による主体的かつ活発な活動が必要不可欠となるが、各主体は多くの取り組み上の課題を抱えている。

自立地域社会を担う各主体における取り組み上の課題

市民（個人、地縁型 コミュニティ、NPO 等）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・活動資金の確保</li> <li>・協力者・ボランティアの確保</li> <li>・組織化における障壁（人材、資金、設立手続）</li> <li>・運営に係る相談相手の不足</li> <li>・他の活動団体の情報がなく連携が困難</li> <li>・現場の課題解決に終始（根本解決ができない）</li> <li>・地縁や慣習に囚われて活動に自由度がない</li> </ul>	など
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>・財源縮小に伴う公共サービスの削減・効率化</li> <li>・各種活動団体等への情報の浸透</li> </ul>	など
民間企業	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域社会貢献活動のノウハウ不足</li> <li>・地域社会貢献意識の未浸透</li> <li>・社員ボランティアや寄付の提供先に困る</li> </ul>	など

国土交通省国土計画局で整理

このような状況の中、各主体の活動・運営を支援する団体の必要性が指摘されている。



（例）

- ここでは、このような団体を「中間支援組織」と呼ぶこととする。
- ・財団法人 日本グラウンドワーク（調査研究、啓発、企業参加・行政の助成金等）
  - ・NPO 法人 NPO サポートセンター（インキュベーション、政策提言等）
  - ・NPO 法人 ぎふNPOセンター（公益信託ファンド助成、NPO 推進員派遣等）
  - ・NPO 法人 NPO 事業サポートセンター（企業の社会貢献活動を担う組織の運営等）
  - ・NPO 法人 地域情報支援ネット（自治会(町会・区)の活動に対する支援）
  - ・世田谷まちづくりセンター（公益信託ファンド・助成）
  - ・財団法人 助成財団センター（助成財団等に関する情報の収集・発信等）

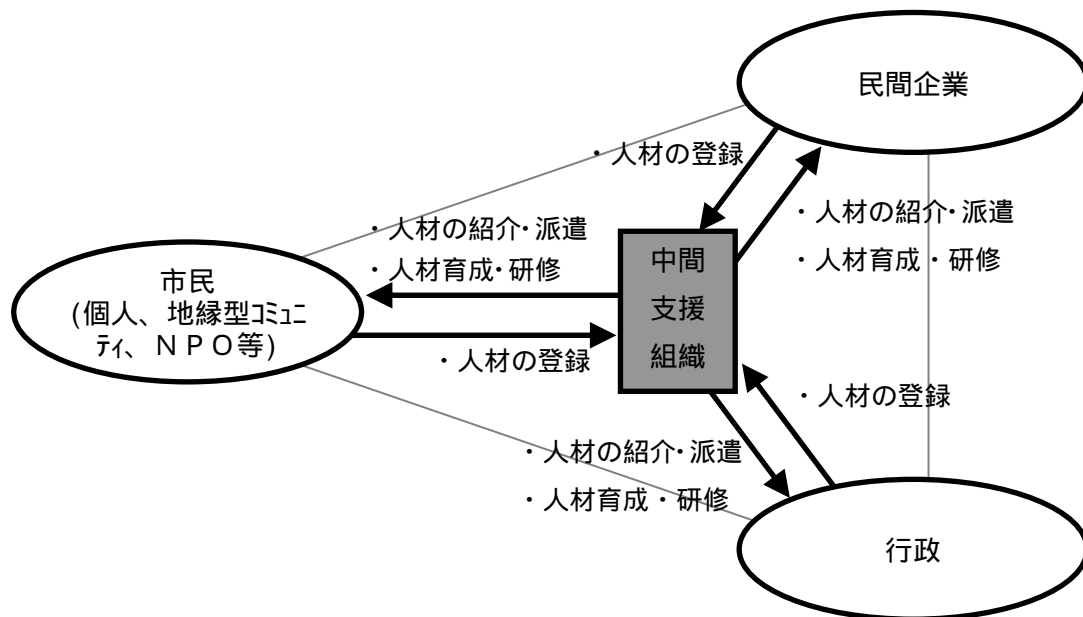
（事例の詳細については、参考資料2を参照のこと。）

「中間支援組織」は、一般的にNPOを支援する組織と定義する場合が多いが、様々な捉え方があり、必ずしも明確に既定された定義があるわけではない。

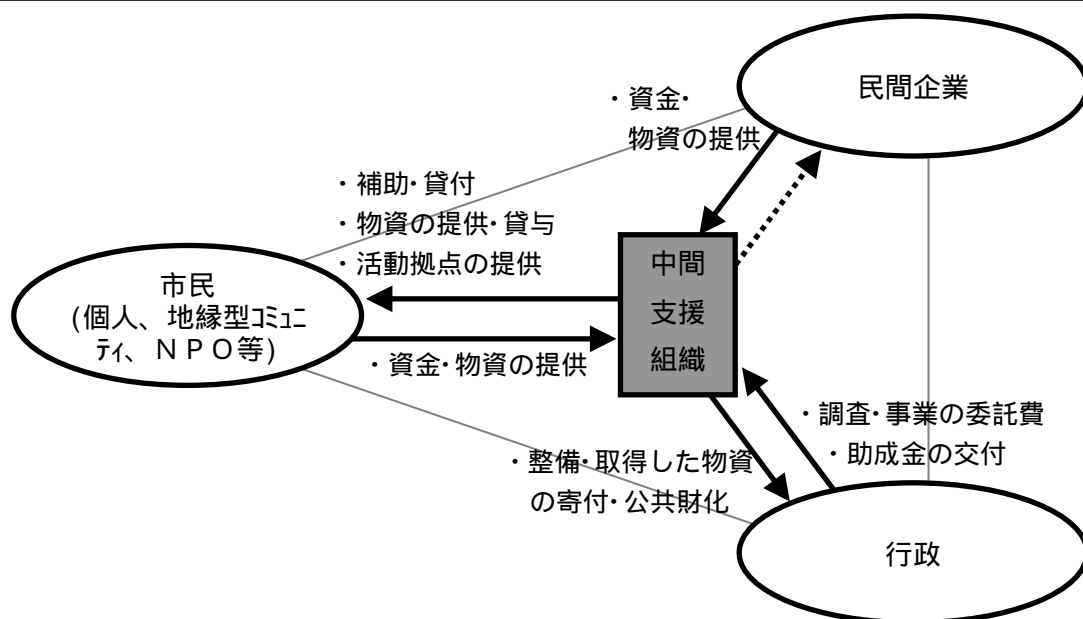
事例から推察すると、「中間支援組織」には、各主体の円滑な活動に向けた「各主体への支援」「各主体間の連携」「各主体の代表・代行としての積極的・先導的活動の展開」といった役割があると考えられる。具体的な活動内容は以下のようにイメージされる。

中間支援組織の活動内容（イメージ）

**人を取りまく関係**

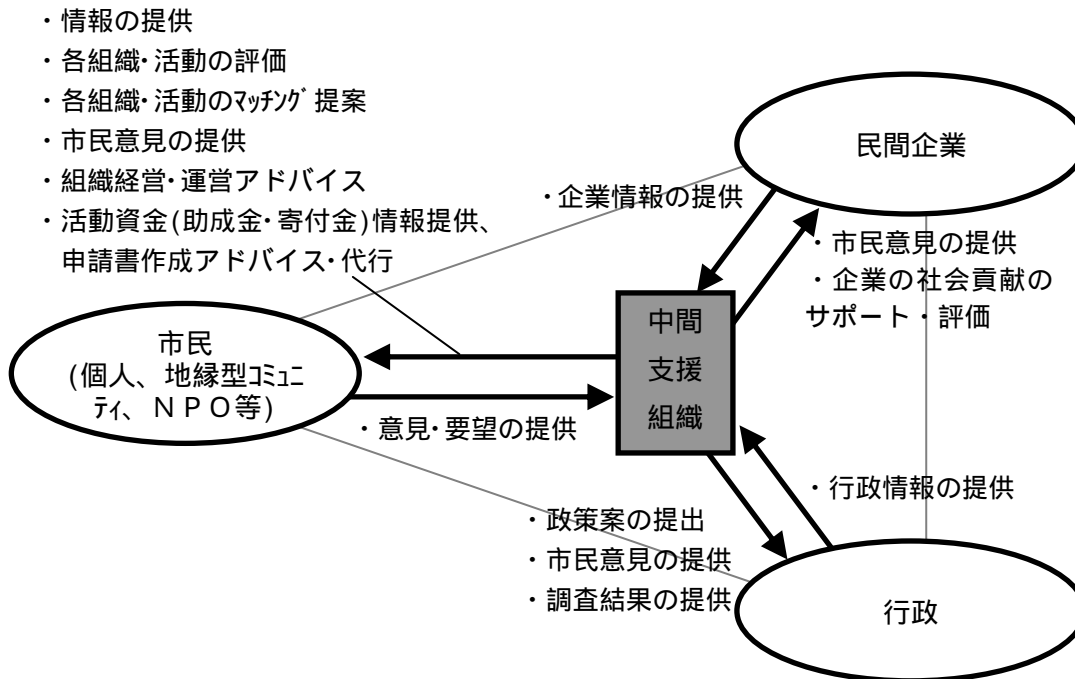


**もの・金を取りまく関係**



(つづく)

## 情報をとりまく関係



## その他の関係（直接、市民等の受益者との関係）

- ・総合的・地域情報の発信  
(ポータルサイトの設置運営、地域情報誌の発行、イベント・事業の宣伝告知等)
- ・周知・啓発イベントの開催  
(市民への活動参加・協力呼びかけを含む)
- ・先導的な事業の展開  
(各種活動団体への効果の波及、担い手を育成した後に事業譲渡等)
- ・その他目的達成に向けた共同事業の展開  
(シンポジウム、キャンペーン、観光・集客イベント、アンテナショップ等)

など

国土交通省国土計画局で整理

## 中海・宍道湖・大山圏域における 各種活動団体について

### 本圏域における各種活動団体の状況

#### 各種協議会

- ・中海・宍道湖・大山圏域において、広域連携による地域振興に向けて設立された協議会が10程度存在している。

### 地域振興に向けて各種協議会が抱える課題

- ・各種活動団体では、地域振興に向けて様々な課題を抱えている。(主要団体へのヒアリングによる)
  - ・事業や活動を実際に展開していく上で人材が不足
  - ・事業展開や組織運営に関する技術力や情報が不足
  - ・連携して活動を展開したいが、情報がない
  - ・行政からの資金が各団体に分散しており非効率的である
  - ・生活圏として一体的な取り組みが必要(特に県をまたいだ活動に取り組みづらい) など

本地域において、中間支援組織を設立する必要性と意義があると考えられることから、本調査において「仮想中間支援組織」を立ち上げ、パイロット事業等を通して組織のあり方を検討する。

#### (参考)

- ・鳥取・島根両県内で、250のNPO法人が設立されている。
- ・その中には、定款において「NPO等の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」を規程する団体が141ある。

- ・NPO法人日本NPOセンターによると、両県内には中間支援組織が1つある。(しまねNPO活動支援センター)

## 調査の目的と手法について

## 必要性

国土形成計画を考える上で、  
広域連携による具体的な地域振興モデルが必要  
多様な民間主体の発意・活動による地域振興  
モデルが必要

## 目的

民間のイニシアティブを重視した、中間支援組織  
の活用による広域連携の下での地域振興の枠組  
みやその効果等を明らかにする。

## 手法

- ・広域圏をフィールドとし、既に県、市町村、NPO等の個々の活動が進展している地域である中海・宍道湖・大山圏域を対象
- ・委員会を設置して検討するとともに、モデル地域において仮想中間支援組織を組織し、具体的な地域の課題に対応することにより検証

## 委員会

## 現場検証(仮想中間支援組織の活動を通じた検証)

パイロット事業を通じた検証

- ・中間支援組織が担うべき機能と具体的な展開方法 等

仮想中間支援組織の理事会  
による議論

- ・組織の体制・運営方法
- ・展開が望まれる事業 等

## 事例検証

モデル地域に関わらず全国、海外の事例も含めて検証

- ・中間支援組織が担うべき機能
- ・組織の体制・運営方法

中間支援組織を中心とする地域振興のあり方の検討

## 成果

中間支援組織を活用した広域連携・民間発意による先導的地域振興モデルの提示  
パイロット事業をきっかけとしたモデル地域における地域振興の促進



## 本調査で検証すべき論点について

- 民間主体を中心とする多様な担い手による地域づくりを円滑に進めるために中間支援組織はどんな機能を有すべきか。
  - ✓ 地域資源に関する情報や各主体の取組みなどの地域情報を発信したり、地域外における当該地域に対する印象や認識の共有を図るなど、中間支援組織は多様な主体による取組みの共通基盤となる情報機能を有すべきではないか。
  - ✓ 担い手となる多様な主体間の相互の連携を図るため、人的ネットワークづくりを支援する必要があるのではないか。
  - ✓ 上記の機能を発揮し、具体的取組みを展開するために多数の合意形成が必要と考えられるが、合意形成を円滑に進めるためのポイントは何か。
  - ✓ 各主体がもつ地域づくりへのアイディア掘り起こしのためや担い手の確保のために、中間支援組織がとるべき具体的方法は何か。
  - ✓ 各主体の取組みを発展させるため、地域外の人との人的ネットワークづくりも支援すべきではないか。そのための効果的な方法は何か。
  - ✓ 特に、地縁型のコミュニティやNPOなどの住民組織は経営基盤が脆弱なことから活動資金など経済的な支援が必要ではないか。
  - ✓ 企業や個人が地域振興に向けて寄付や人材の提供を行いたい場合に、各種活動団体の代表としてそれらの受け皿になることも必要ではないか。
  - ✓ 各主体の取組みへの支援に加え、地域が抱える課題について、自発的に行政、経済団体等へ提案を行うなどの役割が必要でないか。
  - ✓ いずれの活動団体も行わないような取組みが求められている場合、先駆的な取組みを主体的に行うことも求められるのではないか。
  - ✓ 各主体の自立的な取組みを促すためにどの時点まで中間支援組織として支援する必要があるのか。
  - ✓ 以上のような論点の中で、「広域連携」による地域振興を図るために特に留意すべきポイントは何か。

- 中間支援組織が効果を発揮するためには、どのような組織体系を有し、どのような意思決定方法を有すべきか。
  - ✓ 中間支援組織は、多様な主体の利害調整を図る必要があることから、各主体の代表で構成される合議制の意思決定組織（理事会）を有すべきではないか。一方、このような理事会では多様な主体の利害が対立したときに迅速な意思決定ができないのではないか。これらのバランスをとるために、理事会に求められる役割は何か。
  - ✓ 具体的に事業を推進していくためには、理事会のほか事務局が必要であり、そこで中間支援組織の活動を牽引するリーダーが必要ではないか。リーダーにはどんな役割が求められるか。
  - ✓ 恒常的な活動を実施するためにはスタッフが必要ではないか。その際、常駐と非常駐、地域外の人材、各団体からの派遣、ボランティアスタッフなど、どのようなスタッフ構成が適切か。
  - ✓ 以上のような論点の中で、「広域連携」による地域振興を図るために特に留意すべきポイントは何か。
  
- 中間支援組織の取り組みを継続するためのポイントは何か。
  - ✓ 継続的に活動するために安定した資金を確保する必要がある。行政からの補助金や企業・市民からの寄付などのほか、中間支援組織の自主事業として収益事業を展開する必要もあるのではないか。
  - ✓ 上記のような活動資金を確保するために中間支援組織にはどのような工夫、調整が必要になるのか。
  - ✓ 既存の団体（行政、経済団体等）との役割分担、パートナーシップ形成をどのように考えるか。
  - ✓ 中間支援組織の中心的人物の後継者の育成方法、確保方法はいかにあるべきか。（リーダー等の個人的資質だけで支えられる属人的な体制の回避）
  - ✓ 以上のような論点の中で、「広域連携」による地域振興を図るために特に留意すべきポイントは何か。

## 本調査の方法と検証事項について

### 1. 仮想中間支援組織が実施するパイロット事業の設定と担うべき機能・求められる事業に係る検証事項

以下では、仮想中間支援組織が取り組むパイロット事業について設定を行うとともに、中間支援組織が担うべき機能や展開が望まれる事業に関して、検証する事項を整理する。

検証については、(1) 現場検証(仮想中間支援組織の活動を通じた検証)と(2) 事例検証の2つの方法で行う。

#### (1) 現場検証(仮想中間支援組織の活動を通じた検証)

##### パイロット事業

- ・パイロット事業の内容の承認、進行管理は理事会が行い、具体の事業内容については事務局で決定する。
- ・事前に実施した地元関係者のヒアリングを踏まえ、地元で広域的な取り組みが比較的進んでいる観光を中心とするテーマとし、「地域情報受発信充実事業」と「人材ネットワーク形成支援事業」をパイロット事業として実施する。

##### 地域情報受発信充実事業

「情報共有」をテーマとして、これに起因する事業と支援体制、運営方法等を検討する。

- ・各活動団体がこれまでに築いた活動・把握情報についてアピールを行うとともに、協働作業を通して相互理解と地域のブランドイメージの一体感の醸成を図るため、地域再発見マップを作成又は作成支援
- ・収集した情報について共有するため、インターネット上の情報としてポータルサイトの充実を支援
- ・地域外からみた本地域の客観的な魅力や課題を共同で把握して共有するため、既存のアンテナショップ等を活用した情報受発信関連事業を実施
- ・情報を効果的に地域内外に発信するためのフリーペーパー広報事業を実施又は実施支援

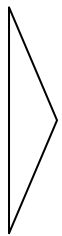
##### 人材ネットワーク形成支援事業

- ・圏域内の各種活動団体が、先進事例等の情報提供・啓発、活動に対するアドバイスを受けるために、外部の専門家による研修会を開催
- ・圏域内の各種活動団体の一体感・協働意識の向上に向けた交流会の開催
- ・活動団体における課題解決に向けた支援と相互支援体制の構築のためのインターネットを活用した相談窓口の設置

#### 1) 地域情報受発信事業による実証事項

- ・地域再発見マップの作成を通じた連携による事業展開
- ・ポータルサイト等を通じた、地域内で活動する各団体間のネットワークの充実、各組織や活動のマッチング

- ・ 各団体の地域づくりへのアイディアや参加意欲を汲み取り、情報発信へつなげる仕組みづくり
- ・ 情報発信するための地域イメージブランドの創出、共有化
- ・ フリーペーパーの作成を通じた各団体の取組みやイベント等を効果的に発信する仕組みづくり
- ・ ポータルサイト運営や情報誌発行に際しての、企業からの広告収入など民間からの協賛の仕組みづくり
- ・ アンテナショップ事業等を通じた地域内外双方向での情報やり取りの仕組みづくり
- ・ 提供される地域情報が、自立的・効率的に更新される仕組みづくり

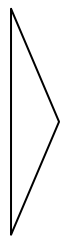


- ・ パイロット事業による効果（知名度、各活動団体における地域振興に対する取組み意識の変化）
- ・ 各団体の合意形成を図る難しさと工夫
- ・ 一事業展開におけるネットワークの構築方法、作業依頼方法
- ・ 企業協賛を得るための必要事項
- ・ マッチングの実施方法と中間支援組織の関与レベルのあり方
- ・ 同様の機能・利害関係を持つ団体間の調整方法

など

## 2) 人材ネットワーク形成支援事業による実証事項

- ・ 外部の専門家による研修会を通じた情報提供・啓発、活動に対するアドバイス
- ・ 交流会の開催、メーリングリストの設置による各種活動団体の一体感・協働意識の向上、コンセンサスの確立
- ・ インターネットを活用した相談窓口の設置と相互相談・支援のマッチング

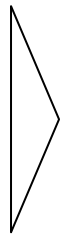


- ・ 研修会及び交流会の効果と実施上の課題
- ・ 研修・教育・相談の担当者の人選方法（公平性・中立性や合意）
- ・ 相談・教育内容に対する回答・対応の責任の所在
- ・ マッチングする担当者の位置づけと関与の程度
- ・ 行政が通常行う相談対応の件数との比較や役割分担

など

### パイロット事業以外に必要な事業と取り組み方法の検討

の成果に基づき、仮想中間支援組織において今後展開すべき事業について検討する。（運営スタッフで下案を作成し、理事会で議論を行う。）



- ・ 仮想中間支援組織が担うべき機能（パイロット事業の発展形と改良点）
- ・ 事業展開における既存協議会や活動団体との連携・円滑化に向けた取組の検討
- ・ 中間支援組織の成長モデルの検討
- ・ 行政との関係（意見・アドバイスの求め方と受け入れ方等）

など

## (2) 事例検証

既に活動を行っている中間支援組織や海外事例の活動内容の整理を通して、中間支援組織の成長過程を検証し、中間支援組織が担うべき機能・展開が望まれる活動について総合的に整理するとともに、各事業の効果的かつ円滑な展開に向けた検討を行う。

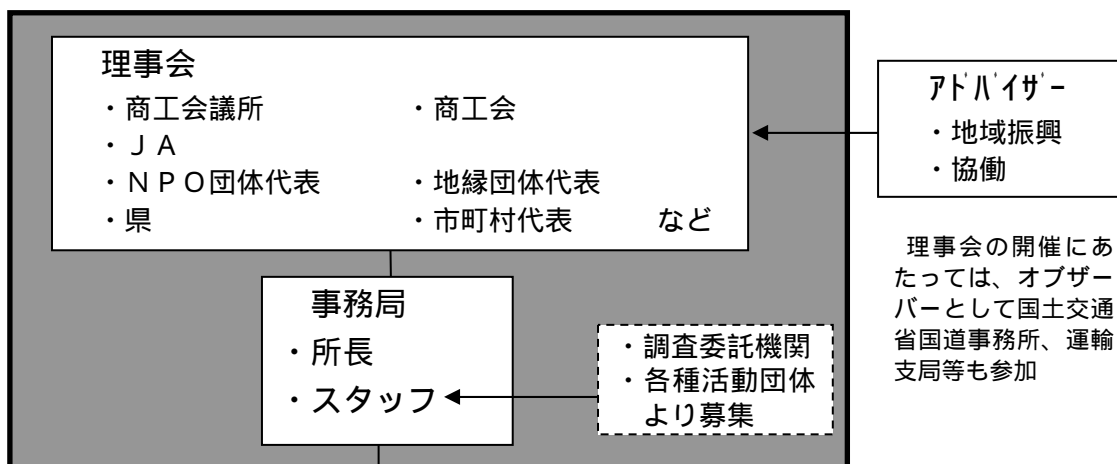
## 2 . 仮想中間支援組織の枠組みの仮定と組織運営に係る検証事項

以下では、本調査において立ち上げる仮想中間支援組織の枠組みについて仮定するとともに、組織の体制・運営方法に関して、仮想中間支援組織の活動を通じて検証する事項のほか、事例を通じて検証する事項について整理する。

### (1) 組織体系

#### 仮想中間支援組織の枠組みの仮定

- ・組織体系は、グラウンドワーク(英国)を参考に、以下のような理事会と事務局から構成される体系とする。
- ・理事会については、各種活動団体の代表者、行政職員等から成る組織とする。
- ・事務局には、リーダーとなる所長と、スタッフを置く。
- ・所長は、各活動団体の代表者から推戴する。
- ・スタッフについては、調査委託機関とモデル地域で活動する各種団体等から確保する。
- ・仮想中間支援組織の活動に外部から助言する「地域振興」「協働」に関わるアドバイザーを置く。
- ・仮想中間支援組織は、本調査完了にあわせて解散する。

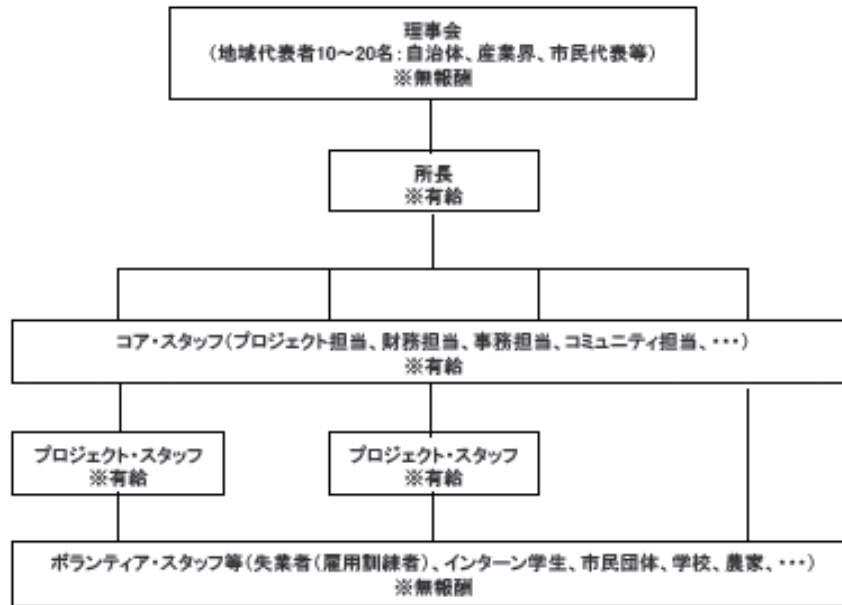


- ・理事会は、組織の人事・予算・決算の承認、現在進めている事業（パイロット事業）の進捗状況の承認、将来的な事業展開・組織運営のあり方の検討を行うことが考えられるが、については、調査の時間的制約等から所与のものとして進めることとする。
- ・パイロット事業の詳細な内容等については、事務局で決定する。

(仮想中間支援組織における理事会と事務局の役割)

理事会	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット事業の進捗状況の承認</li> <li>・将来的な事業展開・組織運営のあり方の検討</li> </ul>
事務局	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット事業の企画・詳細内容</li> <li>・事業展開や組織運営のあり方の下案作成</li> <li>・事例収集、資料作成</li> </ul>

## グラウンドワーク(英国)の組織体系



(出典)(財)日本グラウンドワーク協会資料をもとに国土交通省国土計画局作成

### < 組織体系全般に関する検証事項 >

#### 検証の視点

組織の位置づけや役割、能力については、構成する個々のメンバーの資質やネットワーク、知名度等に依る所が大きいため、中間支援組織として機能を発揮する上で必要な構成メンバーと体系について検討する。

現場検証 (仮想中間支援組織の活動を通じた検証)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット事業の展開を通じた課題・メリットの検証 (新たに加わるべき人材、組織体系の見直し、役員の数と人選、運営スタッフ組織の細分化・適度な管理、運営スタッフの確保方法の賛否、外部との連携を図るための組織の必要性など)</li> <li>・組織の設立プロセスの検討 (本圏域の実情に合わせた設立プロセス、時間軸に沿った組織発展方法など)</li> <li>・組織を設立する場合に配慮すべき事項の検討 (既存活動団体との関係やコンセンサス構築、展開中の事業との調整、運営方法や事業内容等の事前明示、運営スタッフの確保など)</li> </ul>
事例検証	<ul style="list-style-type: none"> <li>・組織体系のパターンの整理 (メリットとデメリット、組織設立プロセス(公設・民設、母体となる活動団体の有無・関係等)、活動分野別、活動エリア別の組織体系の違い、円滑運営・事業展開のための条件など)</li> </ul>

< 理事会の役割に関する検証事項 >

検証の視点

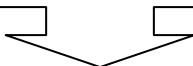
中間支援組織が地域振興に向けて自主的かつ活発に活動を行うためには、随時適切に運営方法や事業内容についての的確に決定を下す必要があるため、公平かつ効率的に意思決定のできる組織体系や環境整備の方向性について検討を行う。

現場検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 理事会での承認について (十分な議論がどこまでできたか、承認機関であることによる効果(対外的な承認事項の効力等)、各種活動団体の代表としての発言等に対する責任、詳細事項の決定方法、下案の事前周知・合意形成に向けた工夫など)</li><li>・ 事務局会議での意思決定について (会議や事業の進行管理、主導権を担う者の選定方法、事業内容決定における裁量の範囲、下案作成時の理事会との調整方法など)</li><li>・ 将来的な意思決定方法のあり方の検討 (本仮想組織において決定が困難であった事項と改良の方向性、円滑な運用に向けて新たに求められる意思決定機関や手続きなど)</li><li>・ 理事会の構成について (構成員に過不足はなかったか)</li><li>・ 理事会の必要性について</li></ul>
事例検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 組織体系ごとの意思決定方法の整理 (メリットとデメリット、議論の深度、反対者が出た場合の対応方法、公正な支援が行われるための意思決定方法の工夫・条件など)</li><li>・ 活動の分野、地域による理事会構成の整理 (理事会構成員に違いはあるか、広域かつ多岐に活動する場合の理事会構成など)</li></ul>

< 事務局の構成に関する検証事項 >

検証の視点

- ・リーダーは組織を構築する上で必要不可欠であり、各種活動団体を取りまとめて組織運営や対外的活動を行う際に重要な存在となるため、人選や選定方法について検討を行う。
- ・組織を運営する上で人材の確保が必要であるため、人数と資質等のある人材の確保方法について検討を行う。



現場検証	<p><b>【リーダーについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・内部推戴によるリーダー選定のメリット・課題の検証 (事業内容の決定、事業の進行管理、先導性、ネットワーク構築など)</li> <li>・外部からの招聘の必要性 (パイロット事業の展開時の課題、リーダーに求められる肩書き・能力など)</li> <li>・各活動団体の代表者からの推戴方法 (推戴・選定にあたって必要となる視点、選定手続など)</li> <li>・後継者の育成方法 (属人的な体制とならないための工夫、禅譲方法など)</li> </ul> <p><b>【スタッフについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・パイロット事業を通じた人材確保の課題・メリットの検証 (NPO等からの派遣の意義、外部人材の必要性、確保にあたって必要な事項、人材の育成、ノウハウの蓄積など)</li> <li>・将来的な人材確保方法と配慮事項 (ボランティアの確保方法、既存団体との連携・派遣、人件費の確保など)</li> </ul>
事例検証	<p><b>【リーダーについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外部からの招聘によるリーダーの設置事例の整理 (メリットとデメリット、円滑運用のための条件など)</li> </ul> <p><b>【スタッフについて】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材確保方法 (行政からの出向、各種活動団体からの派遣、ボランティアの確保方法など、各方法のメリットとデメリット、配慮すべき事項など)</li> <li>(専門知識や固有の資質を持つ人材の確保方法(経理・事業企画・IT技術・行動力等)、人材の教育方法など)</li> </ul>



## (2) 活動資金源

仮想中間支援組織の枠組みの仮定

- ・ 今回の調査の活動資金は、主として国の調査費である。
- ・ 継続的な活動の実施に必要な資金源やその確保に向けた取組みについて、理事会において検討する。

### 検証の視点

中間支援組織が自立して活発に活動を行うためには、安定した資金を主体的かつ計画的に確保する必要があるため、資金源やその確保に向けた取組みの方向性について検討を行う。

現場検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・ パイロット事業を活かした資金源の確保方法 (事業の対価として受領する資金(収益事業)、資金を得るための工夫など)</li><li>・ 既存活動団体における確保方法の把握と一元化の是非・方法 (助成金等の一元化のメリット・デメリット、実現可能性など)</li></ul>
事例検証	<ul style="list-style-type: none"><li>・ 資金の確保方法 (各方法のメリットとデメリット、潤沢な資金を安定して確保するための条件など)</li></ul>

### 想定される資金源(イメージ)

- 自主事業(収益事業・非収益事業)
- 企業・NPO等との業務提携事業
- 行政・企業からの受託事業
- 行政補助・助成金
- 企業・個人寄付
- 融資・ファンド
- 会費

(まとめ) 本調査で検証する事項

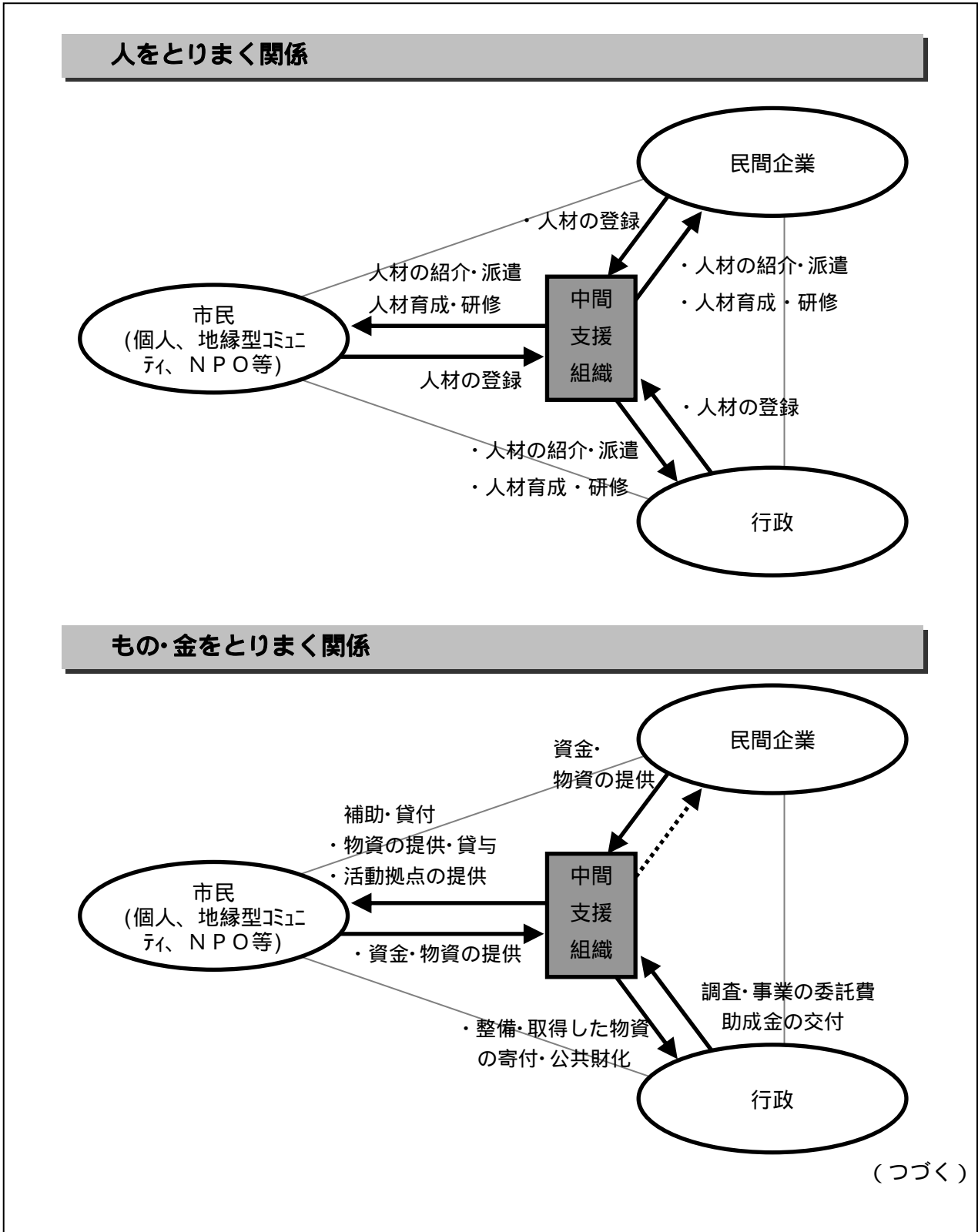
a. 現場検証及び事例検証の分担

検証事項	現場検証			事例検証
	パイロット事業			
	地域情報受発信 充実事業	人材ネットワーク 形成支援事業		
体制・運営	(1)組織体系 (設立プロセス・母体、リーダー、 人材の確保)			
	(2)運営資金 (運営資金の確保方法、使途・N P O等への分配方法)			
	(3)役員会の役割 (理事会や所長・スタッフの役割 分担)			
事業	担うべき機能・事業			
	展開事業の内容検討			
	各活動団体・行政・企業との連携方法			
	事業の評価方法			
総合	民間イニシアティブによる地域振興 のあり方と進め方			
	広域連携による地域振興のあり方と 進め方			
	行政と民間のパートナーシップの形 成方法			
	地域資源の発掘・活用方法			
	地域の発意・主体性			

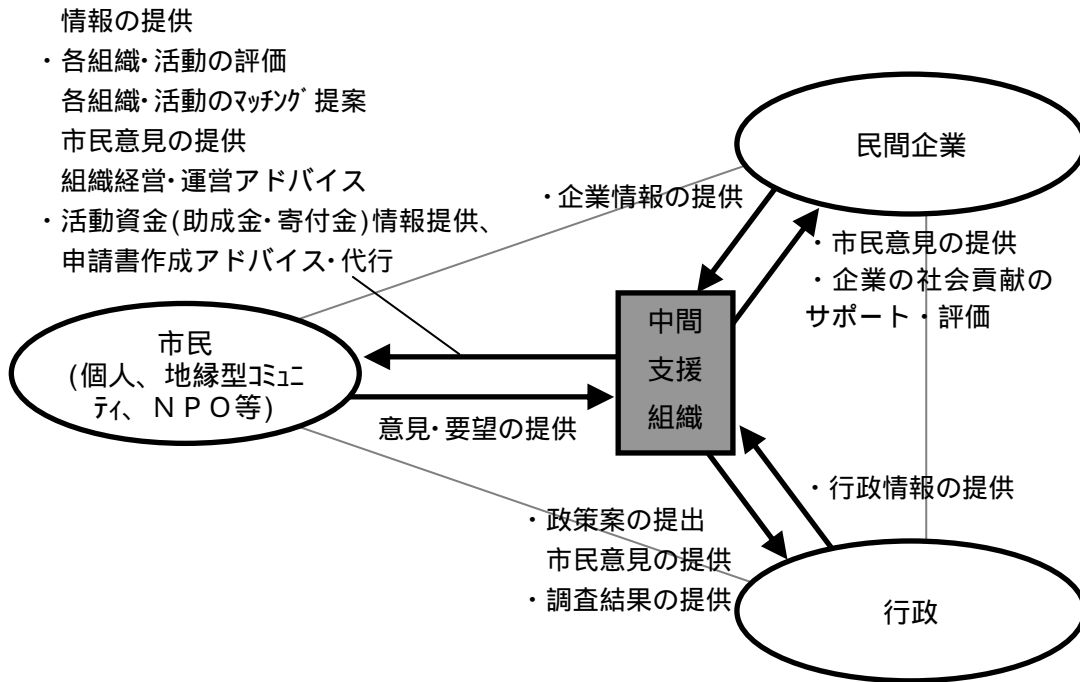
b . 中間支援組織の活動イメージの検証方法

中間支援組織の活動内容（イメージ）

- ・ :パイロット事業により現場検証するもの
- ・ :仮想中間支援組織において議論するもの
- ・ :事例検証を行うもの



## 情報をとりまく関係



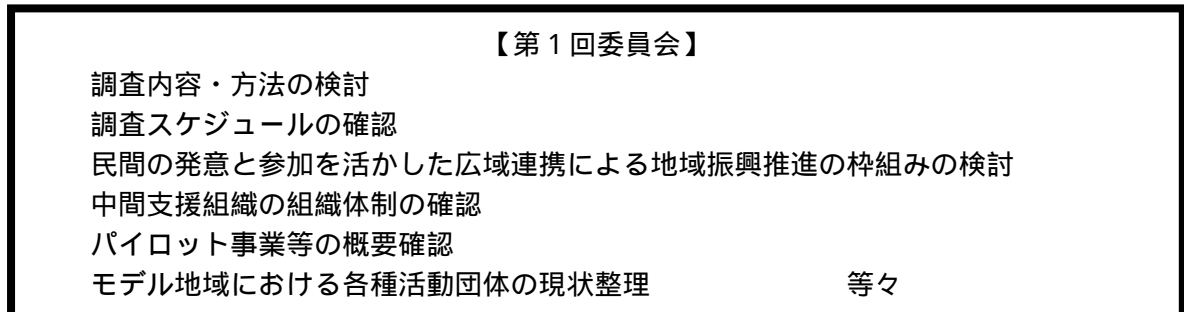
## その他の関係（直接、市民等の受益者との関係）

総合的・地域情報の発信  
 (ポータルサイトの設置運営、地域情報誌の発行、イベント・事業の宣伝告知等)  
 周知・啓発イベントの開催  
 (市民への活動参加・協力呼びかけを含む)  
 ・先導的な事業の展開  
 (各種活動団体への効果の波及、担い手を育成した後に事業譲渡等)  
 その他目的達成に向けた共同事業の展開  
 (シンポジウム、キャンペーン、観光・集客イベント、アンテナショップ等)

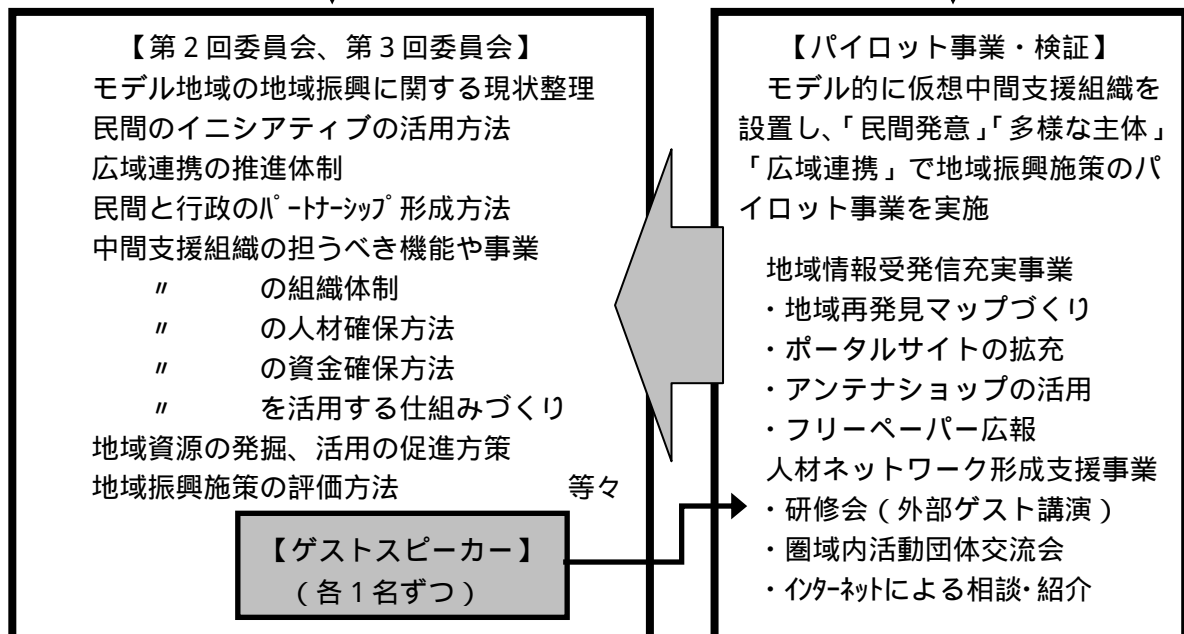
など

## 調査・委員会スケジュール（案）

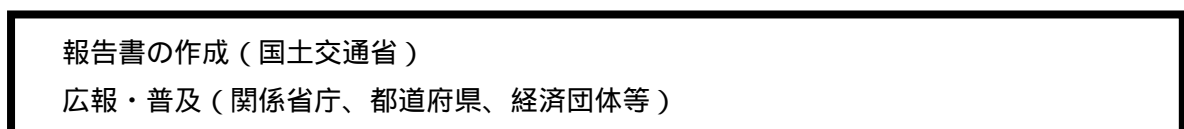
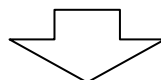
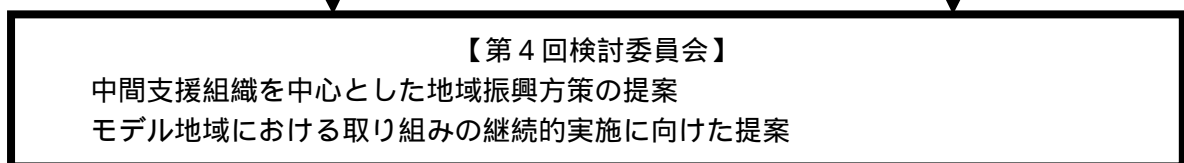
9月19日



10月～2月



3月



## 計画部会検討状況報告

平成18年6月

国土審議会計画部会は、これまでに10回の調査審議を行うとともに、同部会の下に5つの専門委員会を設置し、計46回の委員会（懇談会を含む）を開催し、検討を進めてきた。これまでの検討に係る主要な論点を整理すると以下の通りである。

## 1. 新時代の国土計画（計画策定の意義等）

成熟社会型の国土計画を目指して、国土総合開発法が国土形成計画法へと改正され、全国計画と広域地方計画の二層からなる計画体系に再編された。これに基づく、最初の全国計画の意義として次のような点を十分認識する必要があるのではないかと。

- ・人口減少社会の到来やグローバルな競争の激化、安全・安心をめぐる国民意識の変化等社会経済情勢が大きく変化している。また、将来の不透明感等を背景として、国民間に不安感の高まりが見られる。新たな国土計画においては、これらに的確に対応し、21世紀の我が国経済社会の持続的発展を可能とするための明確な戦略を提示していく必要があるのではないかと。
- ・一方で、総人口の減少等により国土の利用に余裕を見いだせる今世紀は、適切な人と国土のあり方を再構築する好機ともいえる。国土の歴史的蓄積を活かし、全国画一でない個性ある地域の発展や、人口増加時代には困難であった国土のひずみを解消する取組を進めるべきではないかと。
- ・特に、今後10～15年の期間は、これまで時代に応じてライフスタイルをリードしてきたいわゆる団塊の世代が退職年齢に到達するものの、前期高齢者層にとどまる時期であり、その先の時代の方向を形づくる重要な時期となるのではないかと。
- ・今回の法改正では、成熟社会にふさわしい国と地方の協働によるビジョンづくりを目指して、全国計画に加えて広域地方計画の策定が制度化された。広域地方計画は、関係する地方公共団体、国の地方支分部局等が協働して取り組むものであり、それぞれの地域ブロックが、自ら律し、自ら立つの気概を持って将来ビジョンを描いていくことにより、独自の戦略に基づく特色ある地域の形成が期待される。全国計画は、広域地方計画の策定の前提となる国土づくりの方向性を示すとともに、広域地方計画において検討すべき課題についても提示していく必要があるのではないかと。

また、新たな計画の策定にあたっては以下のような視点を踏まえるべきではないかと。

- ・先人の努力により国土はこれまでに相当の蓄積を有するものになっている。これまで

の量的拡大中心の施策から、国土にすでに備わった機能を十全に発揮させるとともに、更に質的な向上を図る観点からの管理（投資段階から維持・管理段階までを視野に入れた広義のマネジメント）の考え方を重視すべきではないか。また、戦後の復興期や高度成長期を通じて、拡大する需要への対応等問題解決を中心とした投資を進めてきたが、これからは、国家戦略や地域戦略を支える投資、問題解決型の投資、安全な国民生活を維持する上で必要な投資といった複数の観点を踏まえた重点的な投資や既存資源の活用等を重視すべきではないか。

- ・「国土の均衡ある発展」の考え方については、この言葉が画一的な資源配分や地域の個性の喪失を招いた面がある。今後は、地域ブロックから身近な生活圏までさまざまな広がり地域が、それを構成する個人等の各主体により創意工夫・切磋琢磨して地域の維持・地域づくりに取り組むことにより、多様な個性を発揮し、その相乗効果によって、より魅力的な国土を形成していくことと捉え直されるべきではないか。また、このような各地域の発展に向けた国等の役割はいかにあるべきか。あわせて、都市と地方の互惠関係、地域間の共生の考え方について国民的コンセンサスが必要ではないか。

## 2. 各分野の検討事項に係る主要論点

各分野の検討事項に係る主要論点については、次の（１）～（５）にそれぞれ示すとおりであるが、全体を通ずる論点として以下のものがある。

- ・アジア地域の成長、価値観の多様化、情報通信技術（ＩＣＴ）等の技術革新等、地域の自立に向けた環境の変化を積極的に捉えて、広域地方計画区域を単位とする自立的な圏域形成に向けた検討を進めるべきではないか。
- ・計画の基本目標として、どのような国土像を示すべきか。例えば、個性ある圏域が交流しながら自立的に発展する国土、持続可能な美しい国土などが考えられないか。
- ・人口減少下における初めての国土計画として、人口問題にどのような視点を持って取り組むべきか。人口規模が縮小する中での一人当たりの豊かさの維持・生産性の向上や、財やサービスの供給主体の確保、地域のコミュニティ維持など多方面にわたる課題が考えられるが、これらにいかに対応していくべきか。また、人口減少下での各種都市のあり方、地域ブロック内での位置付けについていかに考えていくべきか。
- ・この計画の策定を契機として、国土政策関係制度についての点検と成熟社会にふさわしい新たな枠組みのあり方、計画策定後の進捗管理の方法等について検討を深める必要があるのではないか。

## ( 1 ) ライフスタイル・生活関係

- ・人口減少下における国土計画として、人口問題にも新たな視点を持って取り組む必要があるのではないか。特に、地域の人口（定住人口）の減少の問題をどう捉えるか。また、社会的サービス提供の仕組みはどうあるべきか。
- ・価値観の多様化、情報通信技術の進展等を受けて、多様なライフスタイルの選択が可能となる中で、それを地域戦略にどのように活かしていくべきか。

### (「自律・交流型の多選択社会」の形成)

- ・NPO活動を含む「多業」(マルチワーク)や複数の生活拠点を同時に持つ「二地域居住」といったライフスタイルの選択も可能な「多選択社会」を目指すべきではないか。その際、適切なコストや負担を前提に自ら決めるという「自律の精神」と、大都市等の地域とその他の地域の違いによる制約を少なくするための「多様な交流」を重視した「自律・交流型の多選択社会」とすべきではないか。

### (多様な人口の活用)

- ・多様性に富む地域社会の創造のため、定住人口のほか、都市住民が農山漁村等にも同時に生活拠点を持つ「二地域居住人口」、観光旅行者等の「交流人口」、インターネット住民等の「情報交流人口」といった多様な人口の視点を重視し、こうした多様な人口を、地域づくりを支援する人財の蓄積等に活用すべきではないか。

### (持続可能な生活圏域の形成)

- ・都市及びその周辺地域を持続可能な「生活の場」として整えていくためには、市町村を越えた広域的な対応を行うとともに、生活の質のさらなる向上に向けて、地域コミュニティレベルでの互助、共助による取組を回復・促進していくことが考えられるのではないか。

## ( 2 ) 産業展望・東アジア連携関係

- ・グローバル化の進展、東アジアの急速な経済成長が予想される一方、我が国の相対的な地位の低下も懸念される。この中で、東アジアとの関係の深化を必然のものとして捉え、我が国経済社会の活力の維持・発展につなげていく方策が検討できないか。

### (東アジアとの交流・連携の推進)

- ・我が国が安定成長を続けるためには、東アジアの繁栄が我が国の成長につながるとの認識のもと、東アジアの発展・共生に貢献することが必要ではないか。東アジアとの交流・連携に向けて、都市、環境、エネルギー、海洋等、東アジア共通の問



題解決のためのプラットフォーム構築、 知的交流・連携による情報収集・発信・オピニオン形成機能の強化、 居住・滞在環境の整備などのソフト面にも配慮した経済交流・連携の推進、 東アジアとの連携を支える次世代を担う人財の育成と、 そのための濃密な交流ネットワークの重層的な形成が重要ではないか。

(国際競争力の強化)

・アジアネットワーク型の産業構造の中で、相当程度の人口、産業、それらを支える基盤が集積している地域ブロック内の拠点を活用して、地域ブロックの特性を踏まえた国際競争力のある新商品・新技術を提供し続けるための基本戦略を考えるべきではないか。

(地域経済の活力の維持)

・全国各地において、地域ブランドの確立や戦略的農業、国際・国内観光の推進等、地域資源を活かした産業の育成・活性化、海外からの直接投資、域外からの流入・交流人口に対する居住環境向上等を図ることによって、地域経済の活力を維持していくべきではないか。

(3) 自立地域社会関係

・地方中小都市や中山間地域等においては、人口減少の進展等に伴い、就業機会や社会的サービスの継続的な提供の確保等が厳しい地域も生じている。一方で、個人の価値観の多様化に伴い、単なる経済的側面だけでなく自己実現や暮らしやすさに関する個人の満足度など新たな視点から地域の価値や魅力が再評価される可能性も拡大している。このような中で、地域ブロックの自立と並行して、ブロック内の各地域の自立も求められている。また、同じ課題であっても地域の特性に応じて解き方が異なることもあるのではないかと。地域のアイデンティティの確立や自立に向けた戦略をどう描くか。

・社会の成熟化、市民意識の高まり等により、従来行政が担ってきた範囲にとどまらず、幅広い「公」の分野の役割を多様な主体が担いつつあるが、これを「新たな公」の形成に向けた動きと積極的に位置付け、自立地域社会の形成を担うものと考えらるべきではないか。

(「新たな公」、多様な地域社会の担い手の成長への支援)

・「新たな公」の担い手である地域コミュニティの再生、NPO等の成長に向けて、多様な担い手の支援の充実、中間的な支援組織の育成等を図ることが必要ではないか。

(民間主体の重視)

・地域活力の衰退の悪循環に陥らないよう、地域の総力をあげた取組が必要ではない

か。多様な民間主体を主たる担い手として位置づけ、その発意・活動による地域づくりを進めるべきではないか。

- ・その場合、地域資源の活用、地域外の専門的人財の活用、担い手の緩やかな組織化、資金の循環・確保、情報通信技術（ICT）の活用、地域間の連携といった各段階の取組への支援が求められるのではないか。
- ・観光などの交流、専門的人財の誘導、二地域居住、定住等の促進に向けて、観光、生活、就業等についての情報提供・仲介機能の整備、休暇制度の充実、住宅面の支援等が必要ではないか。

（将来的に存続が危ぶまれる集落等への対応）

- ・将来的に存続が危ぶまれる集落、離島や大規模な雪害が懸念される豪雪地帯などへの支援等をどのように進めるべきか。

（国等の今後の役割）

- ・国等の今後の役割を、画一的な支援と地域戦略の独創性を高める競争的な支援のバランスの中で、どのような方向へ切り替えていくべきか。

#### （４）国土基盤関係

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・人口減少・少子高齢化社会の到来、東アジア関係の深化、気候変動等による災害の多発・激甚化、交通・情報通信等における技術革新といった国土を取り巻く状況に対応して、国家の発展や地域の自立を支えるための中長期的な国土基盤の戦略的な形成は如何にあるべきか。</li></ul> |
|--|

（災害に強いしなやかな国土の形成）

- ・自助、共助、公助のバランスやハード・ソフト一体となった総合的な防災・減災対策等の広域的な取組は如何にあるべきか。特に、老朽化した施設や、耐震設計等設計手法の高度化前に整備された施設も多く存在する中で、どのような整備の方法と手順を考えるべきか。また、中山間地域等における災害時の交通や情報の孤立化対策の検討が必要ではないか。

（シームレスな交通・情報通信体系の整備）

- ・東アジアとわが国の間で人、モノ、情報が国境の影響を感じさせずに移動できるような、円滑で一体性にあふれる交通・情報通信体系（シームレスアジア）の実現に向けて、どのような施策を展開すべきか。例えば、地域ブロックの判断において、東アジアとのネットワーク構成を強化する拠点の形成と、その拠点と他の地域を繋ぐ交通・情報通信体系の構築を推進していったらどうか。

(国土基盤の高度利活用と投資の重点化)

- ・投資制約が高まることが予測される中で、国土基盤の効率的な形成と高度な利活用に向け、資源の集中投下や、国土基盤ストックの戦略的な維持、管理は如何にあるべきか。

(都市機能の集積促進のための交通体系等)

- ・拡散型から集約型への都市圏構造の転換を図るため、都市機能の集積促進や地球環境に対応する交通体系のあり方等を検討すべきではないか。特に、需要減少下での都市間を含め地域の公共交通体系の新たなあり方はいかにあるべきか。

#### (5) 持続可能な国土管理関係

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・自然の喪失などの「国土の質的劣化」、消費資源の海外への依存などの「国土や地球環境への過大な負荷」、適切な管理が行き届かない森林、耕作放棄地、都市内の低未利用地の増加などの「国土の管理水準の低下」といった課題が認識される一方で、環境や安全に対する国民の意識の高まり等が見られる。このような中で、将来の世代によりよい状態で国土を継承していくには、どのような取り組みが必要か。</li></ul> |
|--|

(循環と共生、安全・安心、美しさの重視)

- ・持続可能な国土管理を行っていく上では、「循環と共生(人間活動と調和した物質循環系の構築、健全な水循環系の構築、自然の保全・再生等)」、「安全・安心」、「美(うるわ)しさ(地域において人の営みと生態系が健全な状態で調和しているなど、国土の総合的な質の高さ)」という3つの視点が重要ではないか。さまざまな国民の価値観がある中で、合意形成をどのように図り、その実現のための施策体系をどう構築していくか。

(国土の国民的経営)

- ・国民が広くその恩恵を享受する国土を適切に継承していくためには、所有者等による本来の営みや諸活動が適切に行われることを基本とし、地域の身近な魅力や資源を自ら守り育む動きを促進しつつ、地域住民、NPO、企業など多様な主体の参画と連携による国土管理、いわば「国土の国民的経営」が求められているのではないか。
- ・「国土の国民的経営」に向けた取組は、まずは地域住民が身近な地域についてさまざまな形で自ら経営していくという姿があり、そういった取組の積み重ねの結果として、国土全般にわたる「国民的経営」となるのではないか。そのためにも、まず身近な取組を進めていくことが重要ではないか。

(エコロジカル・ネットワーク形成の推進)

- ・環境は人間の諸活動の基盤であることから、自然環境の保全・再生、良好な生態系の保全及び生物多様性の保全を進めるため、さまざまな空間的な広がりでのエコロジカル・ネットワーク（自然環境の分断等による野生生物種の減少や絶滅を回避等する生態系ネットワーク）の形成の推進に向けた方策を検討できないか。とりわけ、全国レベルとともに、複数の地方公共団体にまたがる野生生物の生息・成育分布などを踏まえながら、地域ブロック単位のエコロジカル・ネットワークの検討を進めることが重要なのではないか。

（海洋・沿岸域の総合的な保全・利用）

- ・「海域の利用及び保全」が計画事項として法律上明記されたところであり、これまでも増して、海洋・沿岸域を貴重な国土空間として位置付けていくことが求められる。海岸侵食や漂流漂着ゴミ、海洋権益の確保等の諸課題に対して、流域圏と連携した総合的な土砂管理などの沿岸域圏管理の推進を図る方策の検討、海洋・沿岸域に係る基礎データの調査収集整理、国境離島の適切な管理、国際的な協調・協力を進めることが必要ではないか。

（国土利用計画全国計画の策定）

- ・国土利用計画全国計画については、同様の論点が考えられるほか、成熟社会にふさわしい国土の管理のあり方について検討していくべきではないか。

（以上）

## NPO等、行政、企業を支援する組織の全国事例

財団法人 日本グラウンドワーク協会（95年9月設立）	
概要	全国各地で広がるグラウンドワーク活動に対して支援を行う組織
事業内容	調査研究事業 普及・啓発事業（広報誌、インターネット） 全国ネットワーク化 人材派遣、セミナー など
活動資金 （2005）	受託事業収入約 53% 助成金・補助金収入約 35% 会費収入約 5% 寄付金収入約 0.7%

特定非営利活動法人 NPO サポートセンター（93年9月設立）	
概要	日本初のNPOを支援する組織
設立運営	民設民営
事業内容	NPO 支援組織の全国ネットワーク化（NPOの総合情報サイト『NPORT』） 法的制度を含めたNPOに関する政策提言活動、アドボカシー（市民提言型運動） 情報センター機能 リンク・相談・インキュベーション事業 人材開発事業 NPO 支援・協働事業 普及・啓発事業 など、NPO 発展につながるさまざまなサポート
活動資金 （2002）	事業収入（受託事業収入約 65%、自主事業収入約 3%） 助成金・補助金収入約 27% 雑収入（会計・会員管理ソフト販売等）約 3% 会費収入約 3% 寄付金収入約 0.5%

特定非営利活動法人 ぎふNPOセンター（00年10月設立）	
概要	積極的にNPOを支援する官設の組織
設立運営	官設官営
事業内容	NPO 法人の設立・運営相談（相談会、研修講座） 啓発・情報提供（「岐阜県NPO法人ガイドブックの作成、助成金情報等」） 「公益信託ぎふNPOはつらつファンド」（NPOの設立・運営のための助成。H17.7～） NPO 推進員の派遣（5名） 啓発活動（旬のボランティア産直市場等） など
ファンド	H17 後期実績：65 団体・約 8,000 万円、H18 前記実績：59 団体、約 5,700 万円

特定非営利活動法人 NPO 事業サポートセンター（98年11月設立）	
概要	NPOとともに企業の地域貢献活動についても支援する組織
設立運営	民設民営
事業内容	NPO法人の設立・運営相談 会計・税務等の相談 各種NPO研修 NPOアウトソーシング（人材養成講座、ホームページ作成等） 啓発・情報提供（NPO法人の設立・運営の手引きの作成、融資・活動保険情報等） 企業の社会貢献活動に対する支援・組織運営（みなとネット） など
活動資金 （2004）	事業収入（NPO支援事業約55%、組織運営事業（NPOマスター検定等）約21%、 社会基盤整備事業（みなとネット等）約10%） 会費収入約14% 寄付金収入約0.01%

特定非営利活動法人 地域情報支援ネット（04年4月設立）	
概要	主に自治会の活動を支援する組織
設立運営	民設民営
事業内容	防犯メールシステムの構築支援 自治会広報誌・ニュースの作成支援・印刷発行 イベントの運営代行 など

世田谷まちづくりセンター（92年設立）、公益信託「世田谷まちづくりファンド」（93年開始）	
概要	まちづくり活動に対する寄付金を一元化し、公開審査会で選定する活動等に対して助成を行う
設立運営	民設民営
事業内容	公社、個人、企業による出捐・寄付による基金による各種活動への助成 同「まちづくりハウス」の設置・運営に対する助成 等の各種助成
基金累積 （2002 未まで）	公社出捐金：1億850万円 個人寄付金：1,230万円 企業寄付金：1,946万円

財団法人 助成財団センター（85年11月発足、88年4月総理府設立許可）	
概要	NPO等に対して各種助成金に関する情報を提供する組織
設立運営	民設民営
事業内容	助成財団等の事業内容についての情報の収集・発信 助成に関する出版物の編集・発行 セミナー等の開催 助成財団相互および関係諸組織との連携の促進 国際化への対応（海外諸団体の情報・資料収集、交流） 助成財団のホームページの作成支援

各団体のホームページ等より国土交通省国土計画局で整理

## 中海・宍道湖・大山圏域における各種活動団体

### 1. 本圏域において広域連携による地域振興に取り組む協議会

活動地域	団体名	活動の概要・実績等	参加団体 ほか主な関連団体	組織形態	運営収入
両県	中海・宍道湖・大山圏域観光連携推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>各商工会議所がテーマごとの委員会を持ち、松江、米子を中心となって事業を進めている。</li> <li>【水面活用委員会：松江商工会議所】 <ul style="list-style-type: none"> <li>中海遊覧船事業</li> </ul> </li> <li>【情報発信委員会：米子商工会議所】 <ul style="list-style-type: none"> <li>山陰観光旅のポータルサイト、しおりキャンペーン</li> </ul> </li> <li>境港は体験型観光メニューの開発、安来は美術館と温泉を組み合わせた余暇活用モデルプランの検討を行っている。</li> </ul>	商工会議所（松江、米子、安来、境港、平田、出雲） 松江市、米子市、出雲市、境港市、安来市 各市観光協会 NPO 大山中海観光推進機構	【事務局】松江商工会議所	大山中海宍道湖圏域の関連市町、商工会議所・商工会、観光協会、各種連携協議会、経済同友会、財団からの負担金 島根、鳥取両県からの補助金
	中海圏域 4 市連絡協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>関西圏をターゲットにした 4 市共同アンテナショップ事業の検討</li> <li>過去には中海圏域のパンフ作成、JR 伯備線の高速化検討など</li> <li>いずれも会議開催のみ</li> <li>常設化した事務局や民間出身のスタッフを有する「(仮)中海市長会」の設立に向けた動きがある。</li> </ul>	松江市、米子市、安来市、境港市	【事務局】松江市政企画課 各市で持ち回り	各市から会議負担金を拠出していたが、H14 以降、繰越金で対応
	山陰国際観光協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>米子 ソウル線の利用促進、外国人観光客誘致</li> </ul>	島根県、鳥取県	【事務局】島根県観光振興課 両県で持ち回り	島根、鳥取両県の負担金
	長距離フェリー航路を活用した日本海沿岸地域活性化協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>長距離フェリー航路の寄港を契機とした地域の活性化検討</li> </ul>	商工会議所（松江、米子、安来、境港、出雲） NPO 大山中海観光推進機構 両県観光連盟 交通事業者 島根県、鳥取県、松江市、米子市、出雲市、境港市、安来市 境港管理組合	【事務局】中国運輸局海事振興部旅客課	
鳥取県	大山山麓観光推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>「大山王国」を通じた観光情報発信の支援</li> </ul>	米子市、境港市、伯耆町、南部町、大山町、日吉津村、湯梨浜町	【事務局】米子市観光課	各市町村からの負担金
	鳥取県西部地域振興協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県西部地域の地域振興に関する検討会議（首長レベル、助役レベル、担当課長レベル）</li> </ul>	米子市、境港市、伯耆町、南部町、大山町、日吉津村、江府町、日野町、日南町	【事務局】米子市企画課	各市町村から負担金を拠出していたが、近年は繰越金で対応
	鳥取県中海圏域地方拠点都市推進協議会	<ul style="list-style-type: none"> <li>鳥取県中海圏域の地域振興に関する検討会議（首長レベル、担当課長レベル）</li> </ul>	米子市、境港市、伯耆町、南部町、大山町、日吉津村	【事務局】米子市企画課	各市町からの負担金
島根県	神話の国 縁結び観光協会	<ul style="list-style-type: none"> <li>島根県主体の枠組み</li> <li>「縁結び」をコンセプトとした県外へのプロモーション、広域観光商品の開発、ホームページ運営ほか</li> </ul>	島根県、松江市、出雲市、安来市、斐川町、東出雲町 商工会議所（松江、出雲、平田、安来ほか 2 町商工会） 観光協会（松江、玉造温泉、出雲）	【事務局】松江市政企画課 各自治体の首長、商工会議所会頭が役員 県、松江市、出雲市、安来市、斐川町、東出雲町からの出向による事務局職員	松江市、出雲市、安来市、斐川町、東出雲町の負担金 島根県補助金（観光トップブランド創出事業補助金） その他、事業協賛金（松江市、出雲市、松江新旅情創造委員会）など
	宍道湖沿岸首長会議	<ul style="list-style-type: none"> <li>宍道湖の環境維持・保全に関する各種取り組み</li> </ul>	松江市、出雲市、斐川町	【事務局】松江市政企画課 各市町で持ち回り	各市町からの負担金

各団体へのヒアリング等により国土交通省国土計画局で作成

## 2. 都道府県ごとのNPO法人数

所轄庁	NPO法人数	人口(人)	1万人あたり NPO法人数
	内閣府NPOホームページ(H18.7.31)	H17国勢調査要計表	
北海道	1,058	5,627,424	1.88
青森県	201	1,436,628	1.40
岩手県	249	1,385,037	1.80
宮城県	391	2,359,991	1.66
秋田県	124	1,145,471	1.08
山形県	217	1,216,116	1.78
福島県	341	2,091,223	1.63
茨城県	329	2,975,023	1.11
栃木県	299	2,016,452	1.48
群馬県	448	2,024,044	2.21
埼玉県	919	7,053,689	1.30
千葉県	1,046	6,056,159	1.73
東京都	4,860	12,570,904	3.87
神奈川県	1,646	8,790,900	1.87
山梨県	358	2,431,396	1.47
長野県	162	1,111,602	1.46
新潟県	194	1,173,994	1.65
富山県	162	821,589	1.97
石川県	167	884,531	1.89
岐阜県	568	2,196,012	2.59
静岡県	379	2,107,293	1.80
愛知県	582	3,792,457	1.53
三重県	876	7,254,432	1.21
福井県	377	1,867,166	2.02
滋賀県	290	1,380,343	2.10
京都府	696	2,647,523	2.63
大阪府	2,025	8,817,010	2.30
兵庫県	956	5,590,381	1.71
奈良県	213	1,421,367	1.50
和歌山県	217	1,036,061	2.09
鳥取県	111	606,947	1.83
島根県	139	742,135	1.87
岡山県	309	1,957,056	1.58
広島県	430	2,876,762	1.49
山口県	240	1,492,575	1.61
徳島県	147	809,974	1.81
香川県	143	1,012,261	1.41
愛媛県	201	1,467,824	1.37
高知県	166	796,211	2.08
福岡県	837	5,049,126	1.66
佐賀県	183	866,402	2.11
長崎県	246	1,478,630	1.66
熊本県	315	1,842,140	1.71
大分県	300	1,209,587	2.48
宮崎県	175	1,152,993	1.52
鹿児島県	299	1,753,144	1.71
沖縄県	235	1,360,830	1.73
内閣府	2,187		
全国計	27,013	127,756,815	2.11



3. (鳥取・島根両県) 定款上、活動分野で「17 前各号の掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動」(次ページ参照)を掲げるNPO法人

鳥取県:61件

島根県:80件

主たる事務所の住所	団体名称
鳥取県岩美町	鳥取青少年ピアサポート
鳥取県岩美町	いわみ工芸村実行委員会
鳥取県岩美町	岩美自然学校
鳥取県岩美町	ウイング本庄
鳥取県岩美町	岩美ネットワークギルド
鳥取県岩美町	岩美あていふカンパニー
鳥取県境港市	アームズ
鳥取県境港市	女性と子どもの民間支援みもさの会
鳥取県境港市	ユートピア誠道
鳥取県境港市	未来守りネットワーク
鳥取県大山町	はっぴいりんく
鳥取県倉吉市	養生の郷
鳥取県倉吉市	日本・タイ王国メガネボランティアグループ
鳥取県倉吉市	こども未来ネットワーク
鳥取県倉吉市	未来
鳥取県鳥取市	鳥取発エコタウン2020
鳥取県鳥取市	はあと&はんど
鳥取県鳥取市	賀露おやしの会
鳥取県鳥取市	鳥取・賀露みなとオアシス
鳥取県鳥取市	気多の郷
鳥取県鳥取市	千年の湯 吉岡温泉
鳥取県鳥取市	陽和会(ひよいかい)
鳥取県鳥取市	心のケア・ネットワーク
鳥取県鳥取市	和みの郷
鳥取県鳥取市	とっとり希望化計画21
鳥取県鳥取市	EASEフットボールクラブ
鳥取県鳥取市	ふるさと文化研究会
鳥取県鳥取市	子どもセンターぼちぼち
鳥取県鳥取市	いちばん星
鳥取県鳥取市	ひなたぼっこ
鳥取県鳥取市	新住まい学ネットワーク
鳥取県鳥取市	鳥取環境市民会議
鳥取県鳥取市	NPO市民文化財ネットワーク鳥取
鳥取県鳥取市	国際的的所有権監理保護機構鳥取
鳥取県鳥取市	B.F.Oじげ
鳥取県鳥取市	まちづくりNPO「魁」
鳥取県鳥取市	因幡万笑の会
鳥取県鳥取市	ビーグル
鳥取県鳥取市	日本空手アカデミー
鳥取県鳥取市	市民の生活権利擁護センターうさぎの耳
鳥取県鳥取市	ウェルネススクール
鳥取県鳥取市	ラーバンマネジメント
鳥取県鳥取市	「十人十色」
鳥取県琴浦町	花本英雄文化振興会
鳥取県三朝町	NPOみさき温泉
鳥取県湯梨浜町	ハウス・ドック
鳥取県日南町	いんくるサポート
鳥取県八頭町	れしーぶ
鳥取県八頭町	We garden our city!
鳥取県米子市	交通弱者を支える会
鳥取県米子市	のんびりハウス
鳥取県米子市	皆生ライフセービングクラブ
鳥取県米子市	大山中海観光推進機構
鳥取県米子市	国際経済文化交流協会
鳥取県米子市	パークよなこ
鳥取県米子市	コミュニケーション支援センターぶくろう
鳥取県米子市	鳥取県障害者就労事業振興センター
鳥取県米子市	よなご環境学習推進フォーラム
鳥取県米子市	豊潤な海・中海みらい21
鳥取県米子市	西日本マルベリクラブ
鳥取県米子市	参加型まちづくりセンター-ガイナボックス

主たる事務所の住所	団体名称
島根県知夫村	特定非営利活動法人なごみの里
島根県雲南市	特定非営利活動法人まちづくりコラボレーション島根
島根県雲南市	特定非営利活動法人森の一滴
島根県益田市	特定非営利活動法人多文化共生と人権文化LAS
島根県益田市	特定非営利活動法人島根糖尿療養支援機構
島根県益田市	特定非営利活動法人久栄会
島根県益田市	特定非営利活動法人よつわ会
島根県益田市	特定非営利活動法人アンダンテ21
島根県杵束村	特定非営利活動法人エコビレッジかきのきむら
島根県出雲市	特定非営利活動法人21世紀出雲産業文化支援センター
島根県出雲市	特定非営利活動法人かえる倶楽部
島根県出雲市	特定非営利活動法人国際健康医療支援協会
島根県出雲市	特定非営利活動法人川と湖いきいき神西
島根県出雲市	特定非営利活動法人いずも朱鷺21
島根県出雲市	特定非営利活動法人こころの森
島根県出雲市	特定非営利活動法人コミュニティサポート・ほっとひらた
島根県出雲市	特定非営利活動法人新しい道・心の健康を守る会
島根県出雲市	特定非営利活動法人出雲スポーツ振興21
島根県出雲市	特定非営利活動法人種なみネット21
島根県出雲市	特定非営利活動法人コミュニティサポートいずも
島根県松江市	特定非営利活動法人グルッポ
島根県松江市	特定非営利活動法人まちづくりネットワーク島根
島根県松江市	特定非営利活動法人バリアフリー・シネマ&ライブ・ネットワーク
島根県松江市	特定非営利活動法人プロジェクトゆうあい
島根県松江市	特定非営利活動法人ボラーノしまね
島根県松江市	特定非営利活動法人島根県障害者スポーツ射撃協会
島根県松江市	特定非営利活動法人はっぴいライブ
島根県松江市	特定非営利活動法人しんじ湖スポーツクラブ
島根県松江市	特定非営利活動法人福祉アミーゴの会
島根県松江市	特定非営利活動法人ライブ・プランニングあい
島根県松江市	特定非営利活動法人斐伊川流域環境ネットワーク
島根県松江市	特定非営利活動法人まちづくりビジネス支援ネットワーク
島根県松江市	特定非営利活動法人コンティゴしまね
島根県松江市	特定非営利活動法人CDC
島根県松江市	特定非営利活動法人ガンをいっしょに考えるTakeCare
島根県松江市	NPOしまね介護ネット
島根県松江市	特定非営利活動法人アロマセラピーセンター Take Off
島根県松江市	特定非営利活動法人まつえ・まちづくり塾
島根県松江市	特定非営利活動法人島根県介護支援専門員協会
島根県松江市	特定非営利活動法人国際的的所有権監理保護機構島根
島根県松江市	特定非営利活動法人しまね歴史文化ネットワークもくもく
島根県松江市	特定非営利活動法人松江ツールズム研究会
島根県松江市	特定非営利活動法人あだんちゃ
島根県松江市	特定非営利活動法人リーガルネットワークしまね
島根県松江市	特定非営利活動法人YCSスタジオ
島根県松江市	特定非営利活動法人八雲総合サービス協会
島根県松江市	特定非営利活動法人あしぶえ
島根県出雲町	特定非営利活動法人出雲青山クラブ
島根県横田町	特定非営利活動法人コスモ銀河計画
島根県仁多町	特定非営利活動法人祥雲の会
島根県仁多町	特定非営利活動法人出雲ネットワーク
島根県大田市	特定非営利活動法人日本古民家研究会
島根県大田市	特定非営利活動法人納川の会
島根県大田市	特定非営利活動法人行って楽しい・迎えて嬉しい石見銀山N
島根県大田市	特定非営利活動法人おた子どもセンター
島根県大田市	特定非営利活動法人緑と水の連絡会議
島根県大田市	特定非営利活動法人しまね子どもセンター
島根県弥栄村	特定非営利活動法人ふるさと弥栄ネットワーク
島根県弥栄村	特定非営利活動法人弥栄発生活リハビリネット
島根県大社町	特定非営利活動法人ネットワーク地域利用研究会だんだん
島根県斐川町	特定非営利活動法人出雲学研究所
島根県斐川町	特定非営利活動法人かせのゆめ
島根県斐川町	特定非営利活動法人ビジネスサポートひかわ
島根県斐川町	特定非営利活動法人ひかわ元気塾
島根県斐川町	特定非営利活動法人斐川町体育協会
島根県斐川町	特定非営利活動法人斐川環境AMYネット21
島根県浜田市	特定非営利活動法人わきあいあい
島根県浜田市	特定非営利活動法人福祉とまちづくりネットワーク
島根県浜田市	特定非営利活動法人協働の杜ワークスはまだ
島根県浜田市	特定非営利活動法人おやこ劇場浜田・那賀センター
島根県浜田市	特定非営利活動法人創作てんからっと

内閣府国民生活局NPOホームページ(H18.8現在)より国土交通省国土計画局で作成

## NPO法人の定款で記載する活動について

特定非営利活動促進法により、NPO法人は活動事業の種類をその定款に記載することとなっており、17の種類から選択して記載しなければならない。

### 特定非営利活動促進法

(定義)

第二条 この法律において「特定非営利活動」とは、別表に掲げる活動に該当する活動であつて、不特定かつ多数のものの利益の増進に寄与することを目的とするものをいう。

(中略)

(定款)

第十一条 特定非営利活動法人の定款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 目的
- 二 名称
- 三 その行う特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類

(中略)

別表(第二条関係)

- 一 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- 二 社会教育の推進を図る活動
- 三 まちづくりの推進を図る活動
- 四 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- 五 環境の保全を図る活動
- 六 災害救援活動
- 七 地域安全活動
- 八 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- 九 国際協力の活動
- 十 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- 十一 子どもの健全育成を図る活動
- 十二 情報化社会の発展を図る活動
- 十三 科学技術の振興を図る活動
- 十四 経済活動の活性化を図る活動
- 十五 職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援する活動
- 十六 消費者の保護を図る活動
- 十七 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

4. 全国の中間支援組織の状況

	中間支援組織数
北海道	3
青森県	3
岩手県	1
宮城県	5
秋田県	3
山形県	2
福島県	3
茨城県	3
栃木県	3
群馬県	3
埼玉県	4
千葉県	8
東京都	13
神奈川県	7
山梨県	1
長野県	3
新潟県	5
富山県	1
石川県	3
岐阜県	5
静岡県	6
愛知県	12
三重県	4
福井県	4
滋賀県	2
京都府	3
大阪府	8
兵庫県	4
奈良県	2
和歌山県	3
鳥取県	0
島根県	1
岡山県	2
広島県	3
山口県	6
徳島県	2
香川県	1
愛媛県	5
高知県	2
福岡県	4
佐賀県	1
長崎県	2
熊本県	2
大分県	0
宮崎県	2
鹿児島県	1
沖縄県	1
全国計	162

しまねNPO活動支援センター  
 (財団法人島根ふれあい環境財団21)

NPO法人日本NPOセンターでは、寄せられた情報の中から、(1)NPOの支援(主に団体・組織の支援)を行っており、(2)分野を特定せず、(3)常設の事務所があり、(4)日常的にNPOに関する相談に応じることのできる職員がいる。という4つの条件を全て満たしている団体として認められるものを中間支援組織としている。

NPO法人日本NPOセンターホームページ等より国土交通省国土計画局で作成